

**第3次尾張旭市男女共同参画プラン**  
(令和7(2025)年度～令和13(2031)年度)

～多様性社会実現のために～



## 多様性社会の実現に向けて

尾張旭市は、平成25(2013)年に制定した「尾張旭市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、自分の生き方を自分の個性や意欲に合わせて自由に選択できる、そうした社会の実現に向けて、様々な課題解決に取り組んでまいりました。



我が国では、平成27(2015)年に女性活躍推進法が成立するなど、様々な分野で女性の活躍を推進するための法律・制度が整備されつつあります。

一方で、世界経済フォーラムが令和6(2024)年に発表した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146か国中118位であり、依然として性別による役割分担意識、性の違いによる偏見や無意識の思い込みなど、社会全体において多くの取り組むべき課題が残されています。

また、人口減少や少子超高齢化による社会経済の低迷など、社会環境は大きく変化しており、これらに柔軟に対応するためには、人種・性別・年齢などに関係なく、多様な個性が力を発揮し共存できる、多様性社会の実現が必要です。

こうした中、効果的な施策を展開するための総合的な指針として、「第3次尾張旭市男女共同参画プラン ～多様性社会実現のために～」を策定し、「多様性を認め合う意識の醸成」、「あらゆる場面における女性活躍の推進」、「個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現」を、重点事項として決めました。

今後は本プランに基づき、多様性社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民や各種団体、事業者の皆様には、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、プラン策定にあたり、尾張旭市男女共同参画審議会委員をはじめとする関係各位、市民意識調査等の各種アンケート調査やパブリックコメントなどで参画していただいた皆様の御尽力に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

尾張旭市長 柴田 浩



# 目次

◆ 第1章 計画の策定に当たって ◆	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 本プランと持続可能な開発目標（SDGs）との関係	4
6 プラン策定の社会的背景	5
◆ 第2章 尾張旭市の男女共同参画を取り巻く現状と課題 ◆	8
1 統計データに基づく尾張旭市の現状	8
2 男女共同参画に関する市民意識調査の結果	19
3 事業者調査の結果	33
◆ 第3章 計画の基本的な考え方 ◆	36
1 基本理念	36
2 重点事項	37
3 基本目標	39
4 施策の体系	40
◆ 第4章 施策の展開 ◆	41
基本目標1 多様性社会実現のための意識改革	41
基本目標2 あらゆる場面における女性の活躍	46
基本目標3 家庭と地域におけるジェンダー平等の推進	50
基本目標4 誰もが安心して暮らせる環境の整備	55
◆ 第5章 計画の推進体制 ◆	58
1 推進体制	58
2 進捗管理	58
◆ 第6章 目標指標 ◆	59
1 成果目標	59
2 数値目標	60
資料編	61
1 尾張旭市男女共同参画審議会	61
2 尾張旭市男女共同参画行政推進会議	64
3 策定経過	66
4 用語解説	68
5 法令等	71



# ◆ 第1章 計画の策定に当たって ◆

## 1 計画策定の趣旨

本格的な人口減少や少子高齢化の進行に伴う社会経済の低迷など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような社会の変化に柔軟に対応していくためには、全ての人の人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができるような多様性を認め合う社会の実現が必要です。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づき平成12(2000)年12月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。それ以降、5年ごとに見直しが行われ、現在は令和2(2020)年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策が総合的かつ計画的に行われています。

本市においては、平成26(2014)年の「尾張旭市男女共同参画推進条例」の施行以降、平成27(2015)年に「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」の策定を行い、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備など、各種施策を積極的に推進してきました。その結果、男女共同参画社会の実現に向け一定の成果が見られたものの、令和5(2023)年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、様々な場面における男女の格差が依然として存在しているという結果となっています。

また、令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、景気や雇用環境の悪化、家事や子育て負担の増加など、とりわけ社会的に弱い立場に置かれることが多い女性に強く影響を及ぼしました。こうした状況に加え、LGBTQ+など性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性や人権の尊重、DV・虐待、貧困など様々な事情により経済的に困難を抱えている人への支援、災害時における男女共同参画の視点に立った防災対策など、取り組むべき課題は多く残されており、引き続き取組を推進していく必要があります。

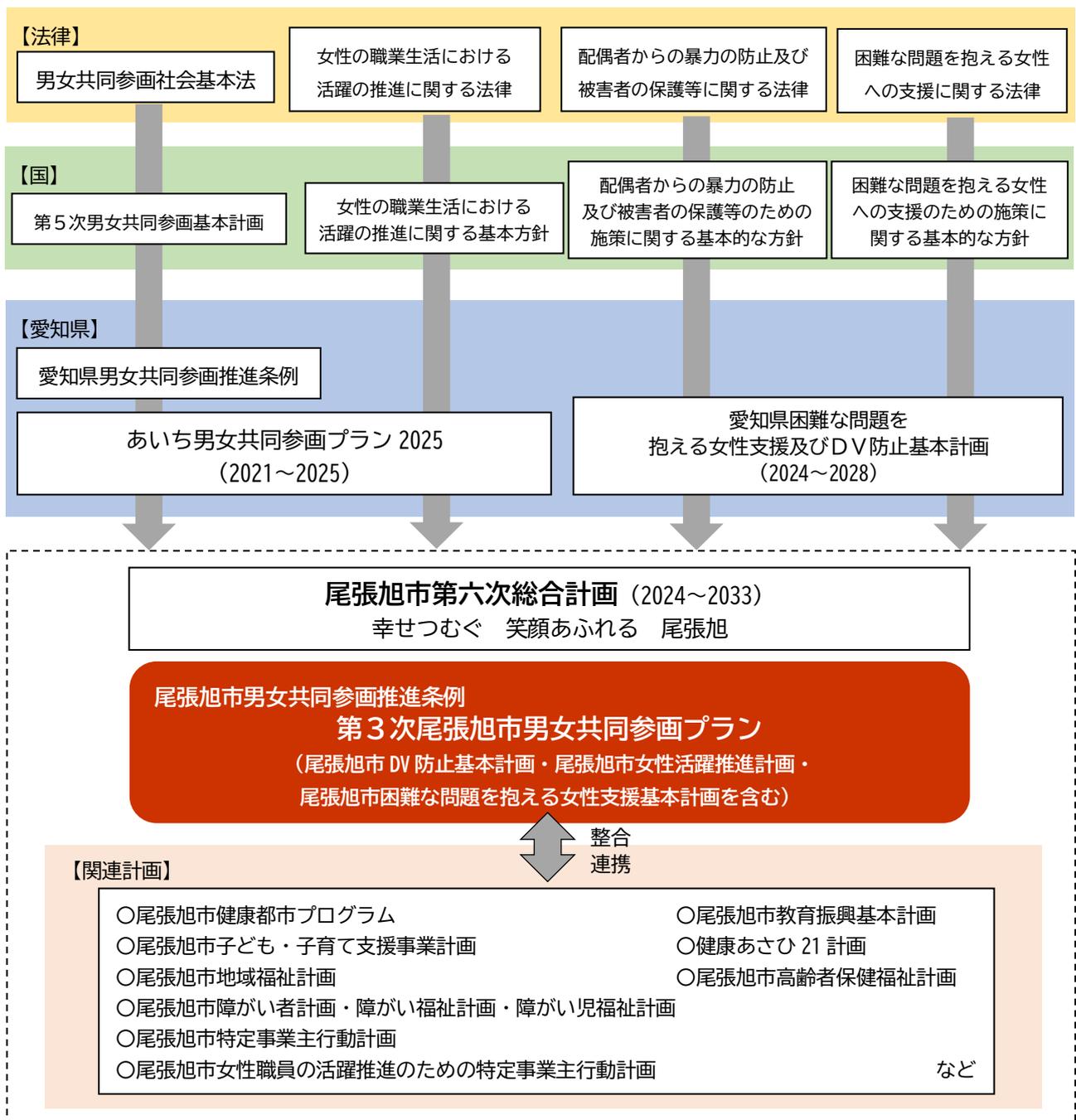
このような状況の中、本市においても、「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」の計画期間が令和6(2024)年度に終了することから、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、効果的な施策を展開していくための総合的な指針として、「第3次尾張旭市男女共同参画プラン」を策定します。

## 2 計画の性格・位置付け

○本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」にあたり、「尾張旭市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのプランです。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)第8条第3項に規定する「市町村基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に規定する「市町村推進計画」を一体的に策定します。

○本プランは、市の最上位計画である「尾張旭市第六次総合計画」に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合及び連携を図っています。

○本プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び愛知県の「あいち男女共同参画プラン 2025」を勘案しながら、本市の特性や現状を踏まえて策定します。



### 3 計画の期間

第3次プランの期間は、令和7(2025)年度から令和13(2031)年度までの7年間とします。これは、国・県の策定する計画の内容を、本市の施策に取り込みやすくするためです。ただし、今後の国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



### 4 計画の策定体制

- 本プランの策定に当たっては、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、行政内部はもとより、学識経験者、地域団体の代表者、住民による代表等の参加を得て、令和7(2025)年2月までに7回にわたる審議を重ねてきました。
- 本プランの策定に当たっては、令和5(2023)年10～11月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「事業者調査」の結果を反映しています。
- 本プランの策定に当たっては、各種関係団体に対するヒアリング調査及び「男女共同参画に関する市民意識調査」の回答者の中から希望する方にお集りいただき、ワークショップを実施しました。
- 本プランの策定に当たっては、本市のホームページにおいて情報公開を行い、広く市民の方から意見を公募しました。

## 5 本プランと持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でより良い社会の実現を目指す国際目標です。

SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール(目標)とそれを達成するための169のターゲットが設定されており、この中の1つである「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、全てのSDGsを達成するために不可欠な視点であるとして、国際的な取組の加速化が図られています。

本プランにおいては、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえるとともに、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 6 プラン策定の社会的背景

### (1) 国の動き

国では、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、同法に基づく基本計画として、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」、平成17(2005)年に「男女共同参画基本計画(第2次)」、平成22(2010)年に、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等、関連する法制度の整備を行う等、社会情勢の変化に対応した取組が行われてきました。

平成27(2015)年9月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、働く女性のための環境整備が進められてきました。また、同年12月には、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍等に視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成30(2018)年5月には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

令和2(2020)年12月には、新しい令和の時代を切り開き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### ■近年の法律等の状況

#### 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正(令和元(2019)年5月成立)

- ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大(常時雇用労働者 301人以上→101人以上)
- ・一般事業主行動計画の内容強化(常時雇用労働者 301人以上の企業)
- ・女性の活躍に関する情報公表の内容強化(常時雇用労働者 301人以上の企業)
- ・特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設

#### 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正(令和3(2021)年6月成立)

- ・政党等は、候補者の数に係る目標の設定、候補者選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策などに取り組むように努める
- ・国・地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントへの対応など環境整備の施策強化を図る

#### 「育児・介護休業法」の改正(令和3(2021)年6月成立)

- ・雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ・産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- ・育児休業の分割取得
- ・育児休業取得状況の公表の義務化 等

#### 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立(令和4(2022)年5月成立)

- ・DV、性暴力、ストーカー被害、生活貧困、家庭破綻、障がい等、様々な困難を抱えた女性が、その人権を尊重され、安心かつ自立して暮らせるように、国及び地方公共団体が関係機関及び民間の団体との協働により、必要な支援を行う
- ・厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

## 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正（令和5（2023）年5月成立）

- ・精神的なDVも接近禁止命令の対象に拡大
- ・接近禁止命令違反への罰則を「懲役2年以下又は200万円以下の罰金」に厳罰化
- ・接近禁止命令の期間を1年に伸長
- ・退去命令の期間について、被害者が住居を所有する場合などに6か月とする特例を新設

## 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立（令和5（2023）年6月成立）

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする
- ・政府は、国の基本計画の策定、省庁連絡会議の設置、学術研究の推進、毎年施策の実施状況の公表等を行う（義務）
- ・国、地方公共団体、事業者及び学校は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及のために必要な教育や研修の実施、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずる（努力義務）

### （2）愛知県の動き

愛知県では、平成13（2001）年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21」が策定されるとともに、平成14（2002）年4月には、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成23（2011）年3月には、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」、平成28（2016）年3月には、「あいち男女共同参画プラン2020」が策定されました。

現在においては、「あいち男女共同参画プラン2025」を令和3（2021）年3月に策定し、この計画では、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」という3つの重点目標を掲げ、施策に取り組んでいます。

また、令和6（2024）年4月には、多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりの実現に向けた取組として「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」が開始されるなど、誰もが輝ける社会の実現に向けて施策を展開しています。

年	世界	国	愛知県	尾張旭市
平成 22 (2010)年		●「第3次男女共同参画基本計画」 閣議決定		
平成 23 (2011)年	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)正式発足		●「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定	
平成 24 (2012)年	●第 56回国連婦人の地位委員会開催 (「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択)		●「あいち仕事と生活の調和 行動計画」策定	
平成 25 (2013)年		●「DV 防止法」改正 ●「ストーカー規制法」改正	●「愛知県配偶者からの暴力防止 及び被害者支援基本計画 (3次)」策定	
平成 26 (2014)年	●女子差別撤廃条約実施状況報告	●すべての女性が輝く社会づくり本部が「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 ●「リベンジポルノ被害防止法」成立		●「尾張旭市男女共同 参画推進条例」施行 ●「尾張旭市男女共同参画 審議会」設置
平成 27 (2015)年	●UN Women日本事務所開設 ●「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択	●「女性活躍推進法」成立 ●「第4次男女共同参画基本計画」 閣議決定		●「第2次尾張旭市男女 共同参画プラン」策定
平成 28 (2016)年		●「育児・介護休業法」改正 ●「男女雇用機会均等法」改正	●「あいち男女共同参画プラン 2020」策定 ●「あいちワーク・ライフ・バランス行 動計画 2016-2020」策定	
平成 29 (2017)年		●「働き方改革実行計画」 働き方改革実現会議決定		
平成 30 (2018)年		●「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」成立	●「愛知県配偶者からの暴力防止 及び被害者支援基本計画 (4次)」策定	
令和元 (2019)年	●「W20(Women20)」日本開催	●「女性活躍推進法」等の一部改正 ●「DV 防止法」改正		
令和 2 (2020)年		●「災害対応力を強化する女性の視 点～男女共同参画の視点からの防 災・復興ガイドライン～」策定 ●「第 5 次男女共同参画基本計画」 閣議決定		●「第2次尾張旭市男女 共同参画プラン」中間見直 し
令和3 (2021)年	●「Generation Equality Forum」 (ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム) 開催	●「育児・介護休業法」改正 ●「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」改正	●「あいち男女共同参画プラン 2025」策定 ●「あいちワーク・ライフ・バランス行 動計画 2021-2025」策定	
令和4 (2022)年		●女性支援新法公布 ●AV 出演被害防止・救済法公布・ 施行		
令和5 (2023)年	●「G7 栃木県・日光男女共同参画・ 女性活躍担当大臣会合」開催	●「LGBT理解増進法」の成立・施行 ●「DV 防止法」改正		
令和6 (2024)年			●「愛知県困難な問題を抱える女性 支援及びDV防止基本計画」策定 ●「愛知県ファミリーシップ宣誓 制度」開始	●「尾張旭市 ファミリーシップ制度」 導入

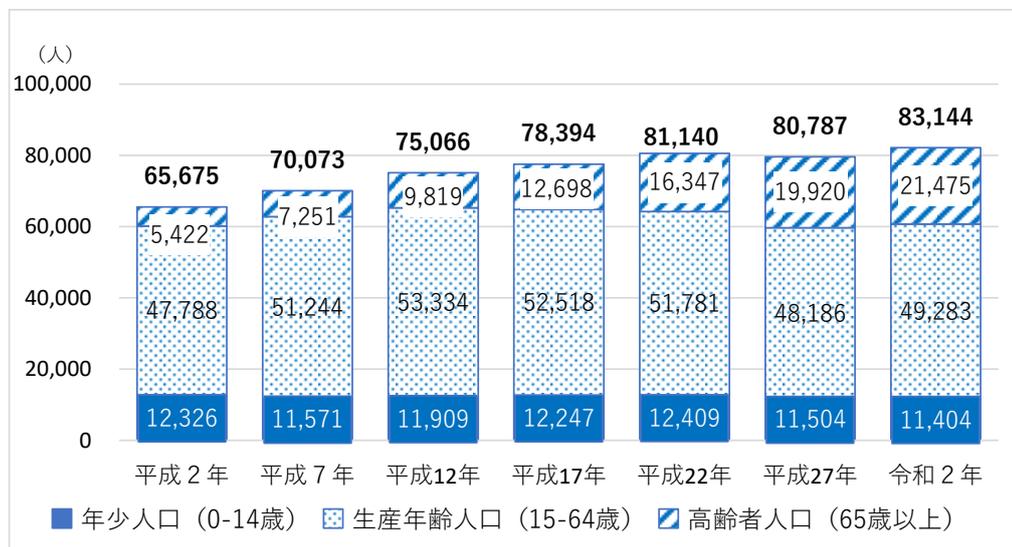
## ◆ 第2章 尾張旭市の男女共同参画を取り巻く現状と課題 ◆

### 1 統計データに基づく尾張旭市の現状

#### (1) 人口の状況

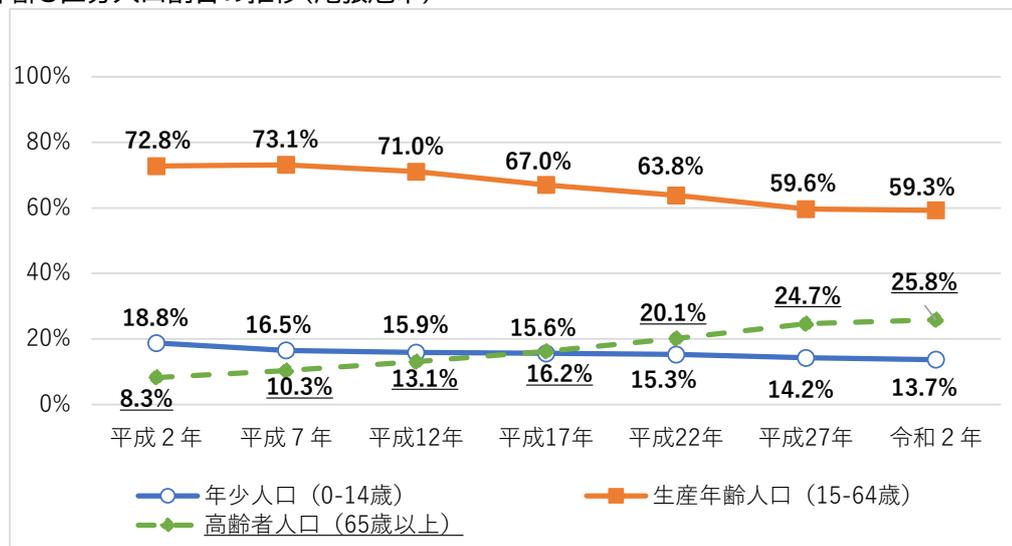
本市の人口は令和2年では83,144人と、全国的に人口減少の傾向が強まる中、増加傾向にありましたが、現在はほぼ横ばいとなっています。令和2年から令和7年までの間をピークに、緩やかに減少していくと見込まれています。年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあるものの、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図表 1:年齢3区分人口の推移(尾張旭市)



資料:国勢調査(合計には年齢不詳者を含む)

図表 2:年齢3区分人口割合の推移(尾張旭市)

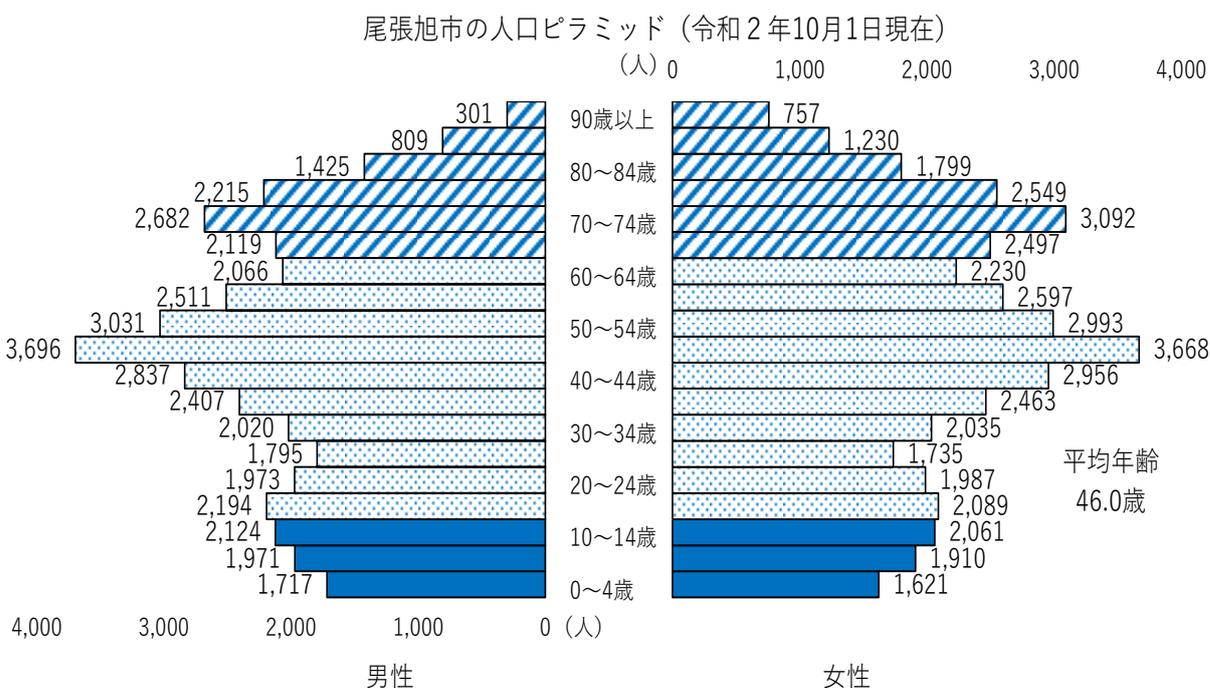
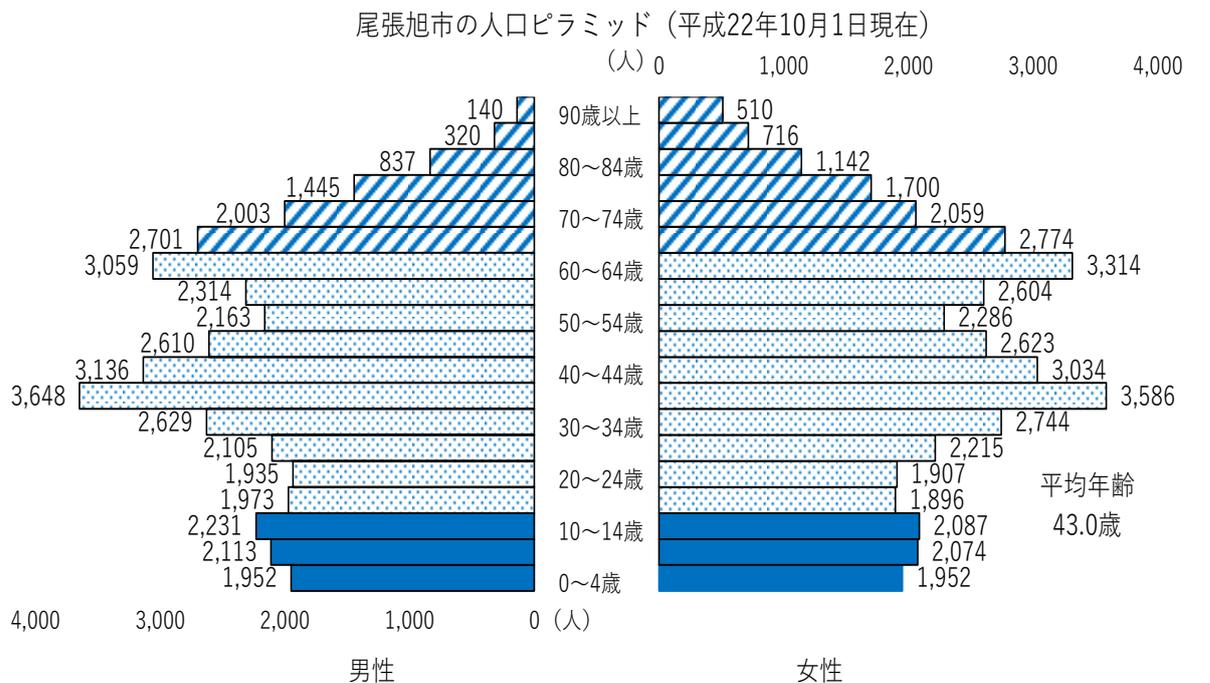


資料:国勢調査(合計には年齢不詳者を含む)

令和2年の人口ピラミッドを見ると、男女ともに45～49歳が最も多くなっています。また、55歳以上では男性に比べ、女性が多くなっており、女性の高齢者数の多さが見て取れます。

10年前の平成22年と比較してみると、少子高齢化が進行したことにより、人口の膨らみの年齢階級は10歳程度高くなっています。また、市民の平均年齢も3歳ほど上昇しています。

図表 3:人口ピラミッド(尾張旭市)



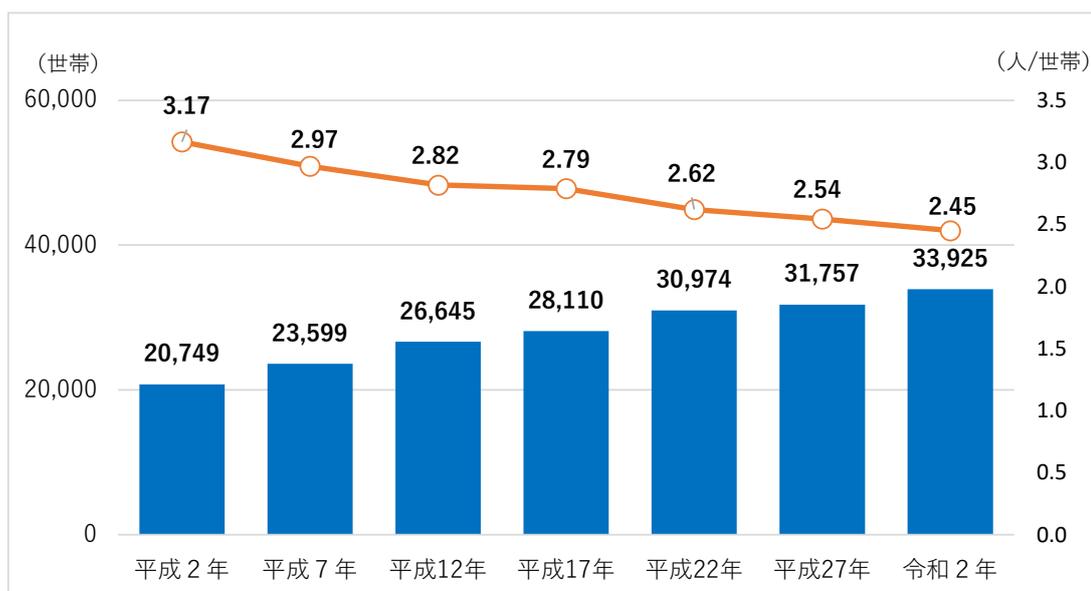
資料:国勢調査(合計には年齢不詳者を含む)

## (2) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向を示しており、令和2年では33,925世帯となっています。また、世帯が増加する一方、世帯を構成する人員は減少傾向にあり、令和2年では2.45人となっており、平成2年と比較すると0.72人の減少となっています。

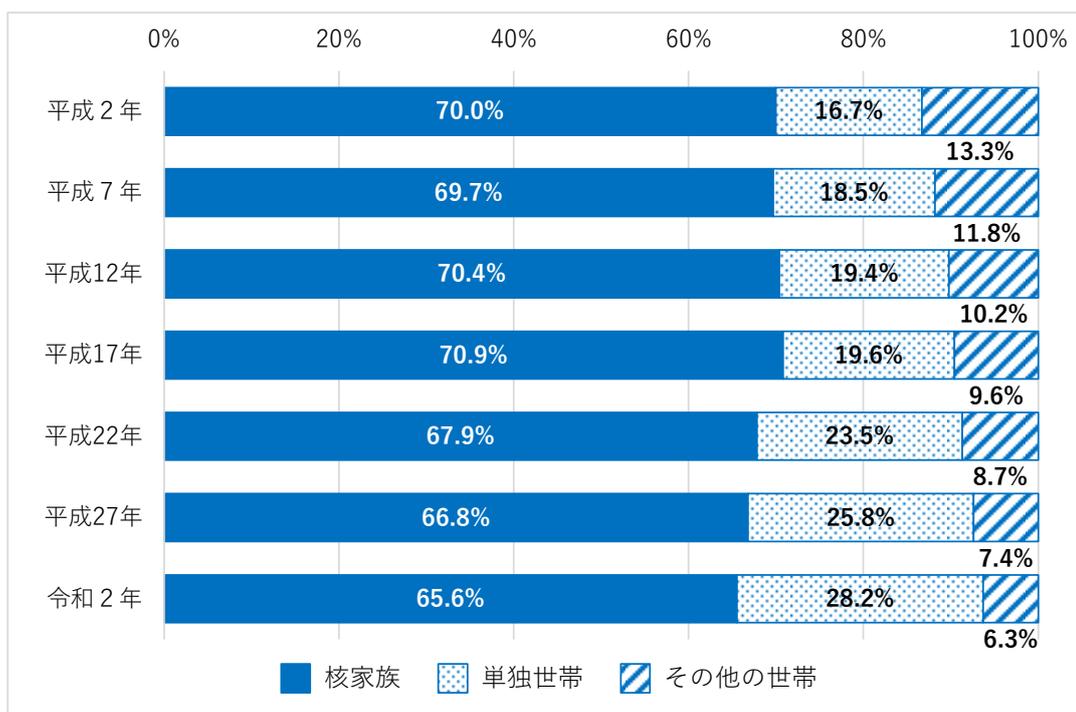
世帯の家族類型別割合をみると、核家族世帯の割合は減少し、代わって単独世帯の割合が増加しています。

図表 4: 世帯数、平均世帯人員の推移(尾張旭市)



資料: 国勢調査

図表 5: 世帯の家族類型別割合の推移(尾張旭市)

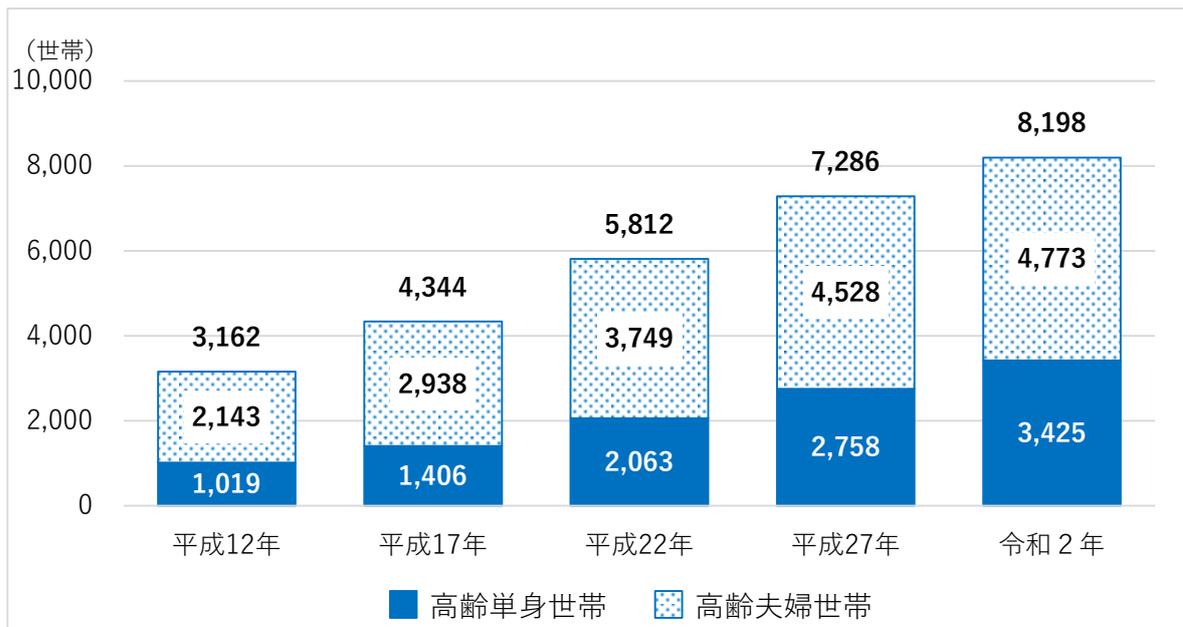


資料: 国勢調査

高齢者のみの世帯の推移を見ると、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに平成12年より増加傾向にあります。

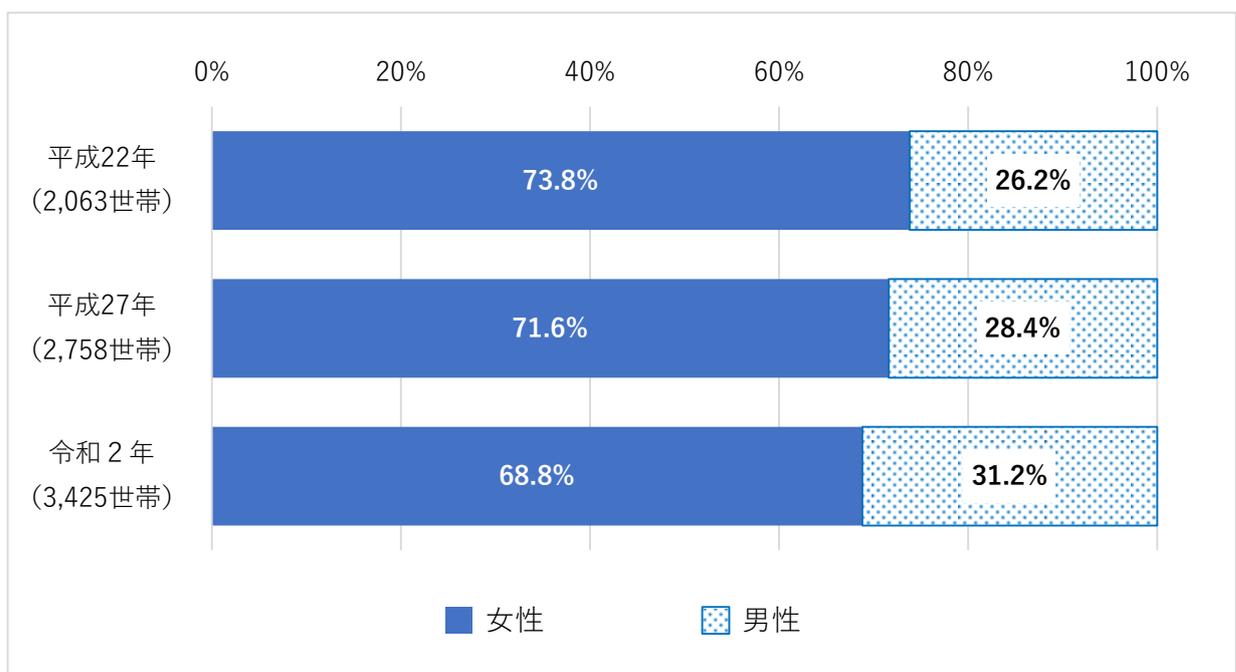
また、高齢単身世帯の男女比の推移を見ると、女性の占める割合が約7割前後と高くなっています。一方、男性の占める割合は年々増加傾向にあり、令和2年では男性の占める割合が3割を超えました。

図表 6：高齢者のみの世帯数の推移(尾張旭市)



資料：国勢調査

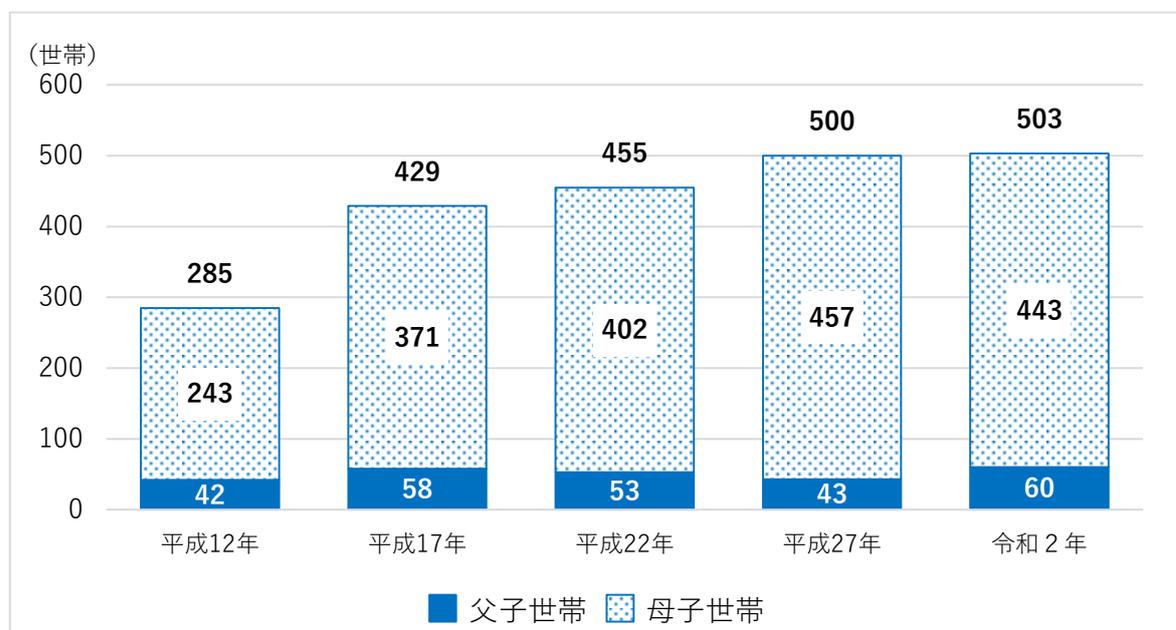
図表 7：高齢単身世帯の男女比の推移(尾張旭市)



資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移を見ると、父子世帯は増減を繰り返しており、令和2年では60世帯となっています。一方、母子世帯は平成12年以降増加傾向にあり、令和2年では443世帯と、20年前に比べて約1.8倍増加しています。

図表 8:ひとり親世帯数の推移(尾張旭市)



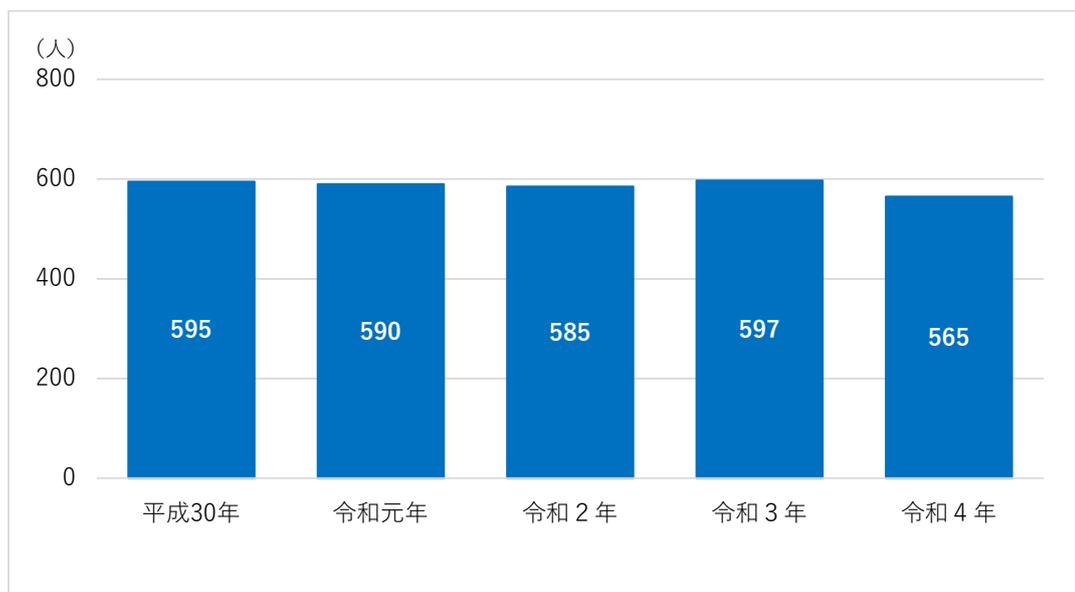
資料:国勢調査

### (3) 出生の状況

本市の出生数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年では565人となっています。

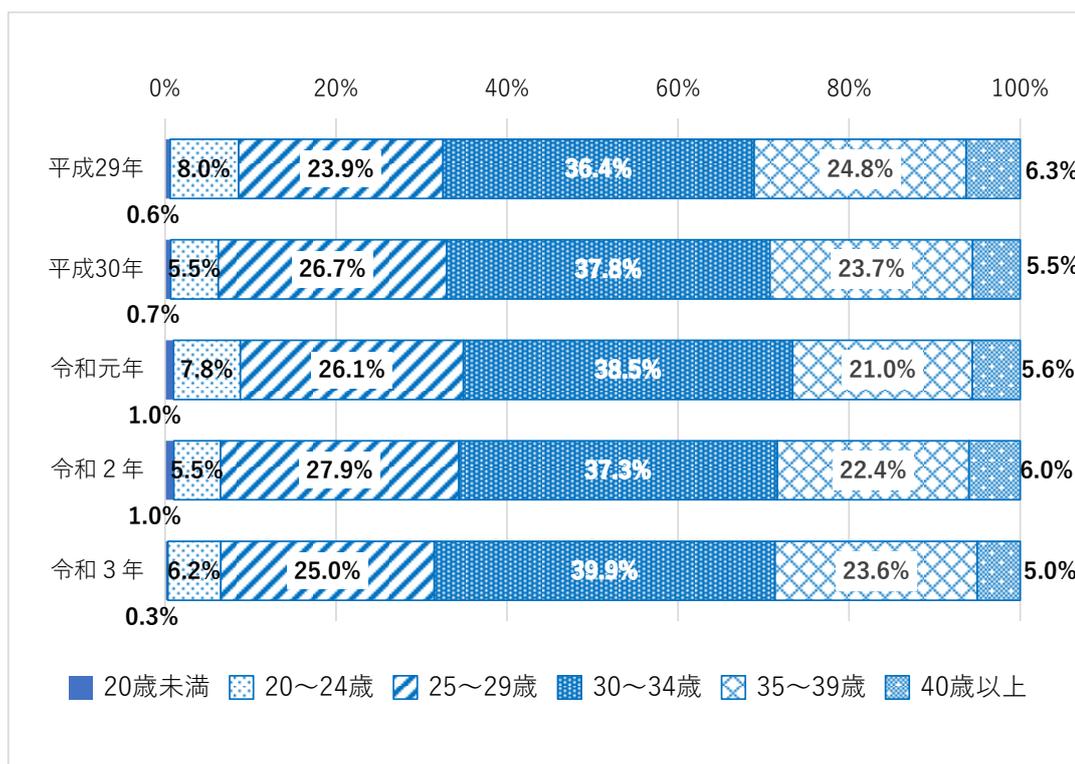
母親の年齢別に見た出生数の割合は、30～34歳が最も多く、出産年齢の高齢化が進んでいます。

図表 9: 出生数の推移(尾張旭市)



資料: 愛知県衛生年報

図表 10: 母親の年齢別に見た出生数の割合の推移(尾張旭市)

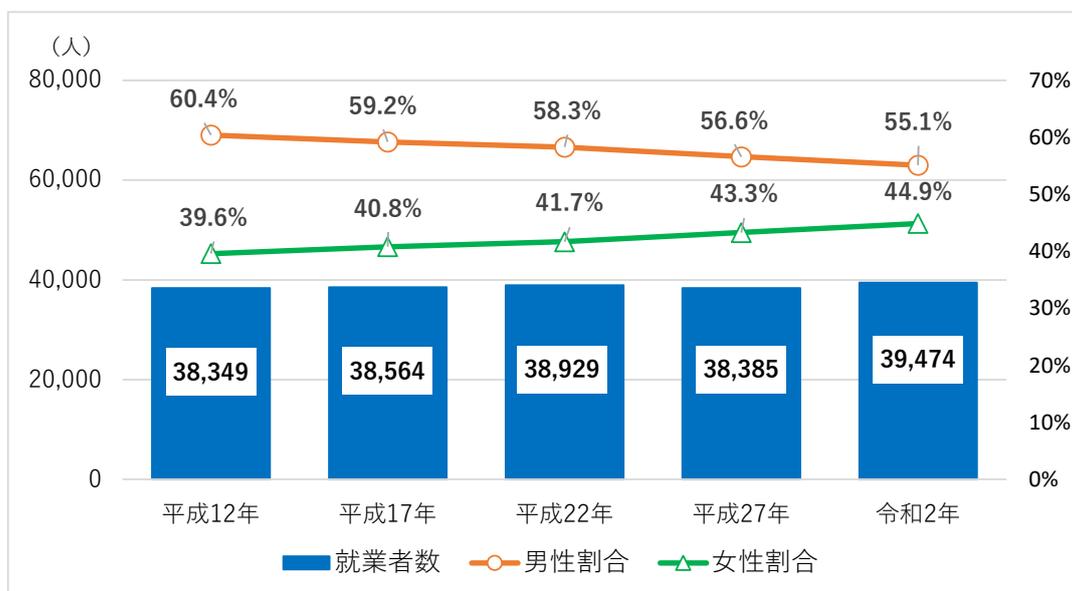


資料: 愛知県衛生年報

#### (4) 就業状況

本市の就業者数は平成22年から平成27年にかけて減少したものの、令和2年には再び増加に転じており、令和2年では39,474人となっています。就業者数に占める男女比は、令和2年では男性が55.1%、女性が44.9%となっており、平成12年以降女性の占める割合は増加傾向にあります。

図表 11:就業者数の推移(尾張旭市)



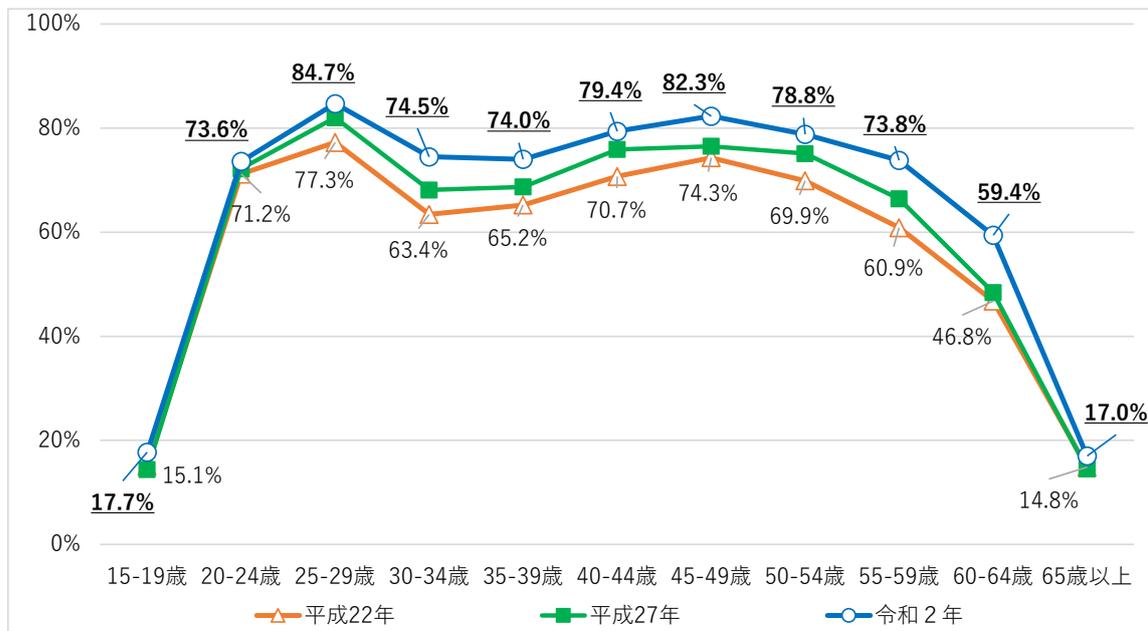
資料:国勢調査

### (5) 女性の労働状況

令和2年における本市の女性の年齢階級別の労働力率をみると、10年前の平成22年に比べていずれの年齢層でも上昇傾向にあり、特に30～34歳、55～59歳、60～64歳では10ポイント以上上昇しています。

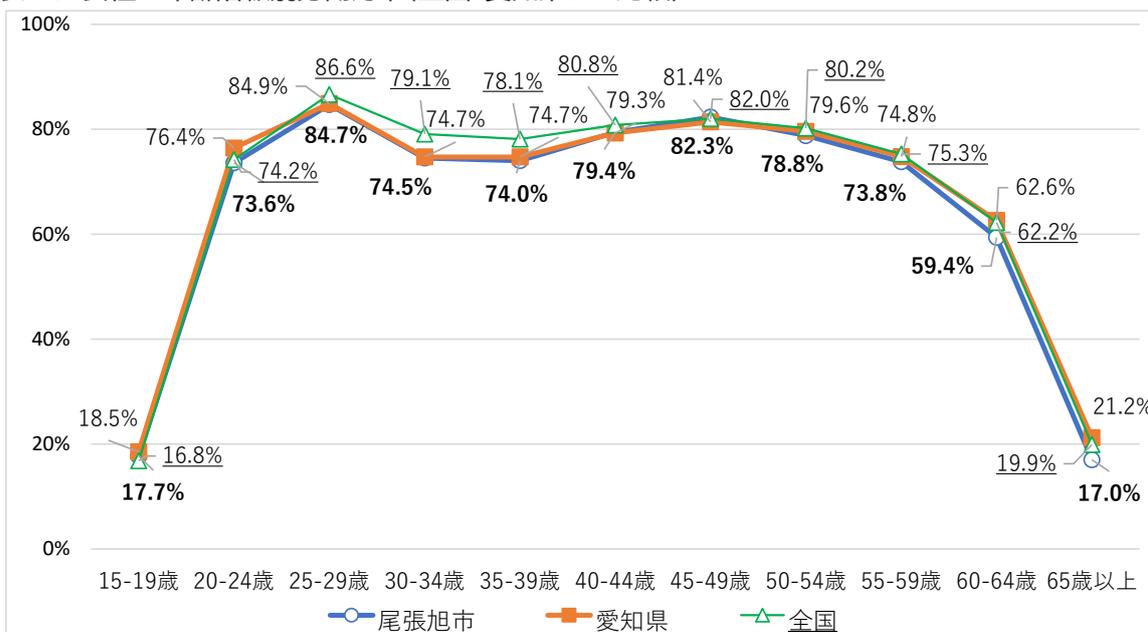
全国や愛知県と比較すると、低い数値で推移しています。

図表 12: 女性の年齢階級別労働力率の推移(尾張旭市)



資料: 国勢調査(令和2年10月1日)

図表 13: 女性の年齢階級別労働力率(全国・愛知県との比較)

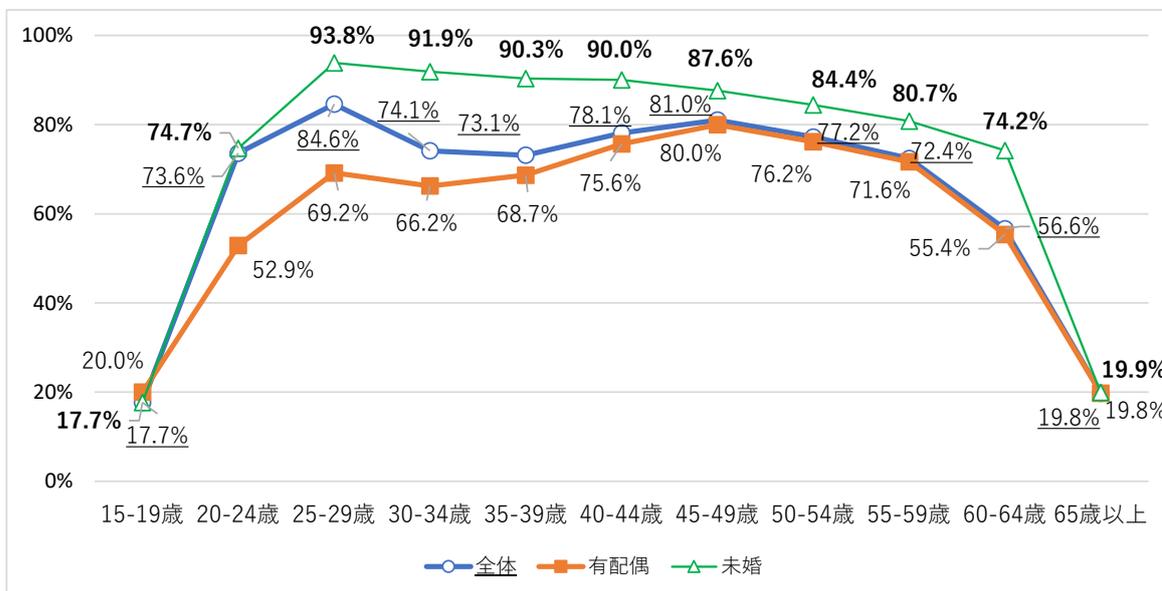


資料: 国勢調査(令和2年10月1日)

女性の労働力率を有配偶・未婚で比較すると、有配偶では、未婚に比べて大幅に低い労働力率となっており、結婚・出産を機に離職する傾向が見られます。

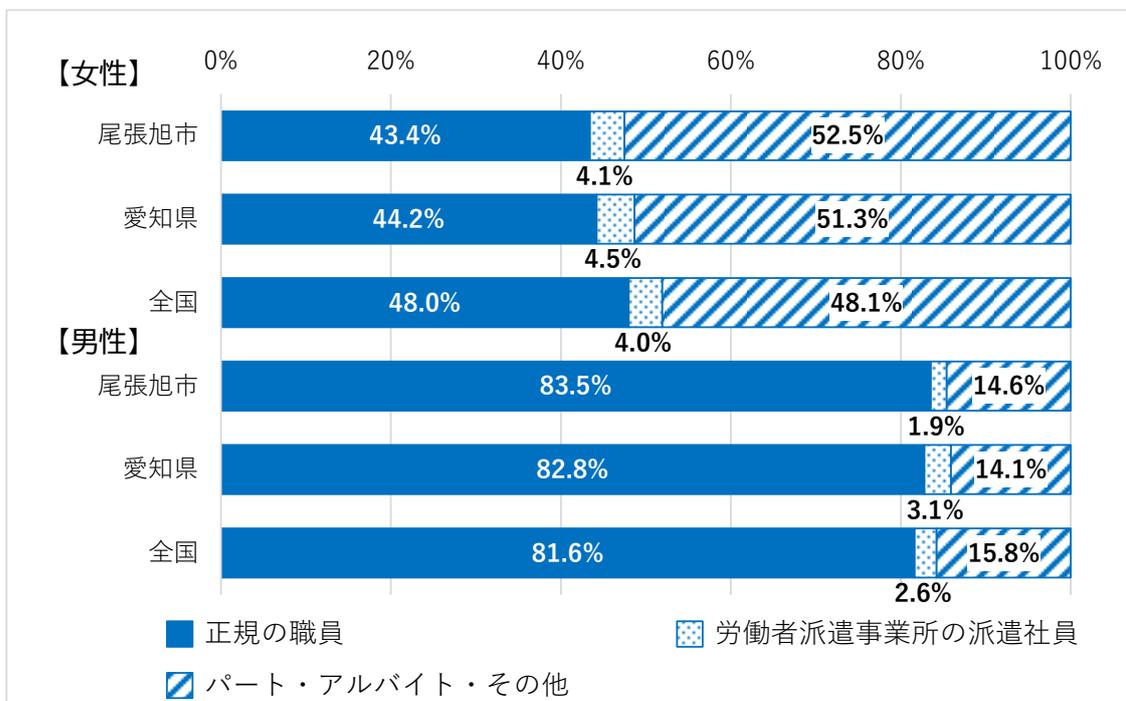
従業上の地位をみると、全国や愛知県と同様に、女性は男性と比較して正規の職員が少なく、「パート・アルバイト・その他」の占める割合が高くなっています。

図表 14:女性の年齢階級別労働力率(有配偶・未婚との比較)(尾張旭市)



資料:国勢調査(令和2年10月1日)

図表 15:従業上の地位(全国・愛知県との比較)



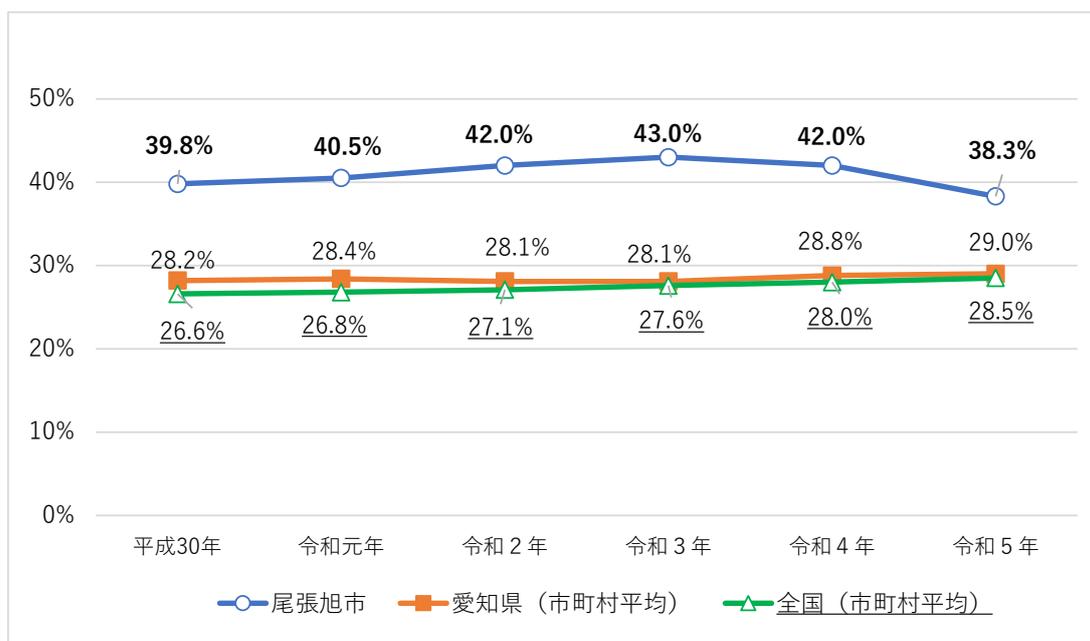
資料:国勢調査(令和2年10月1日)

## (6) 女性の参画状況

本市の審議会等委員の女性比率は40%前後を推移しており、令和5年は38.3%となっています。全国(市町村平均)や愛知県(市町村平均)と比較すると、全国や県を10ポイント程度上回っています。

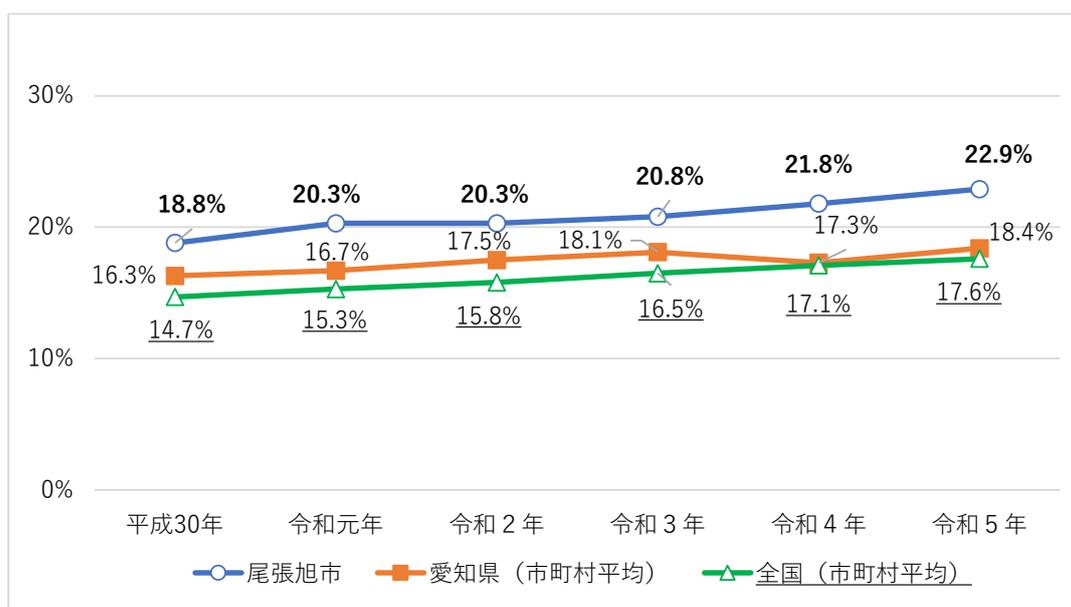
市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率を見ると、いずれも20%前後で推移しており、全国や愛知県の市町村平均と比較して高くなっています。

図表 16: 審議会等に占める女性委員の割合の推移(全国・愛知県との比較)



資料: 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

図表 17: 市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率の推移(全国・愛知県との比較)



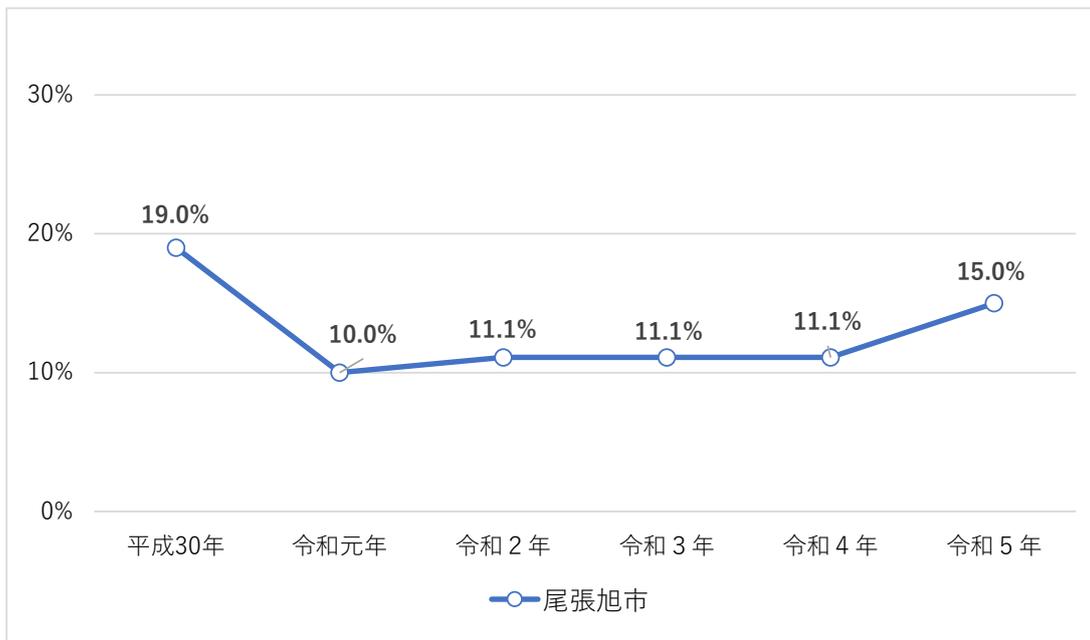
資料: 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

尾張旭市女性職員の活躍推進のための特定事業主行動計画の公表

市議会議員に占める女性の割合は、令和元年以降横ばい状態にあったものの、令和5年では15.0%と上昇しています。

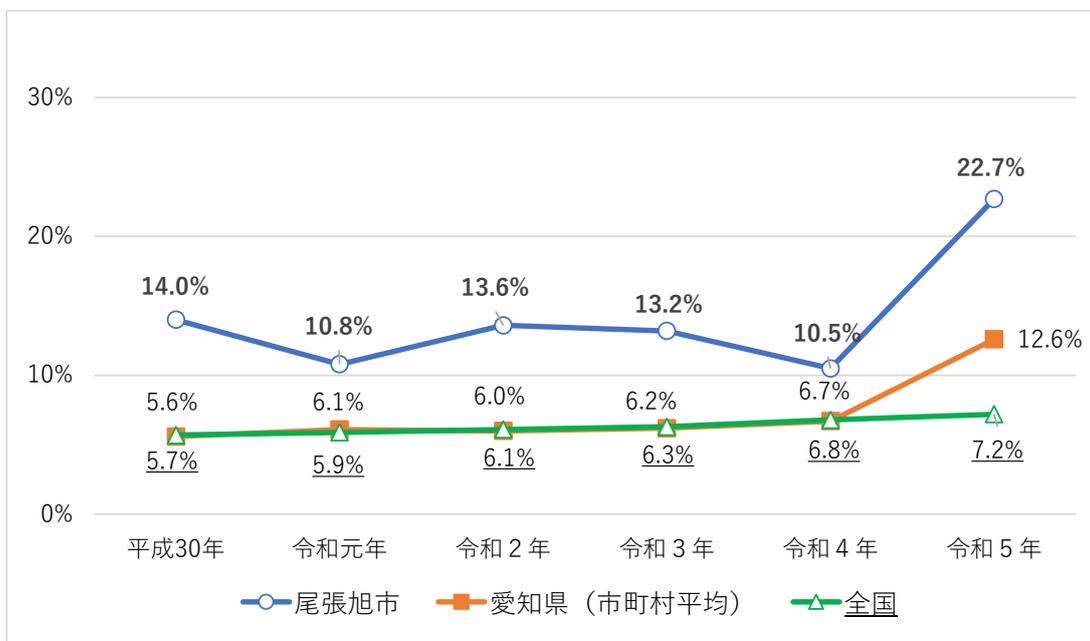
町内会長・自治会長に占める女性の割合は、全国や愛知県の市町村平均と比較して高く推移しており、令和5年は22.7%となっています。

図表 18:市議会議員に占める女性の割合の推移



資料:市区町村女性参画状況見える化マップ(内閣府)

図表 19:町内会長・自治会長に占める女性の割合の推移(全国・愛知県との比較)



資料:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

## 2 男女共同参画に関する市民意識調査の結果

### (1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施概要

家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する市民の意識や男女の平等・社会参加の実態を把握し、新たに策定するプランの基礎資料とすることを目的として実施しました。ここでは、主な結果を抜粋して現状を整理します。

#### ■男女共同参画に関する市民意識調査の概要

区分	市民アンケート	小中学生アンケート
調査対象	市内在住の18歳以上の方	市内の小中学校に通う児童・生徒
調査票配布数	2,000人	小学生286人、中学生284人
調査期間	令和5(2023)年 10月18日(水)～11月12日(日)	令和5(2023)年 11月6日(月)～11月27日(月)
調査方法	郵送配布・郵送/WEB回答方式	WEB回答方式
回収結果	781人(39.1%)	小学生248人(86.7%) 中学生156人(54.9%)

- ・グラフ・表中の「n」は、アンケートの回収数を示しています。
- ・比率は全て百分率(%)で表し、小数第2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ・表として示したもののうち、回答数が0の場合は表示を省略し、凡例のみを表示しています。また、選択肢の見出しを簡略化してある場合もあります。
- ・クロス集計では、分析軸の「その他」「無回答」を掲載していないため、分析軸における各項目の合計値と全体の数値が合わない場合があります。

## (2) 男女共同参画に関する市民意識調査の結果概要

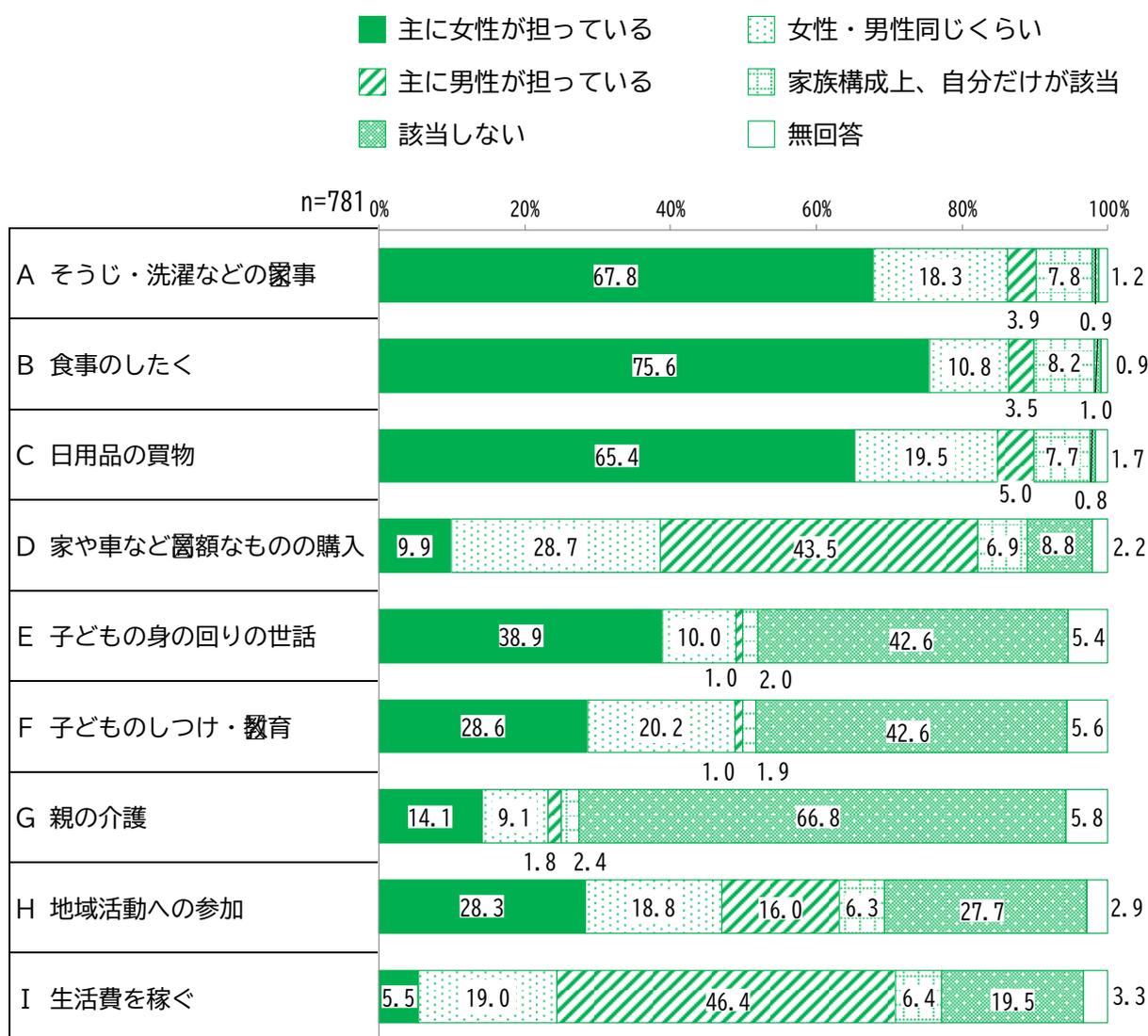
### 1 家庭生活における男女共同参画について

#### 男女の家庭での役割分担や子育て観について

家庭の仕事の役割については、「家や車など高額なものの購入」「生活費を稼ぐ」を除く、「そうじ・洗濯などの家事」「食事のしたく」「日用品の買物」「地域活動への参加」「子どもの身の回りの世話」「子どものしつけ・教育」「親の介護」などの、いわゆる家事や育児等は、「該当しない」を除けば「主に女性が担っている」の割合が高くなっています。

働き方でもこの傾向は変わらないことから、共働き、非共働きに関係なく、女性が家庭においては家事や育児等の中心的な担い手であり、女性の負担が大きいことがうかがえます。

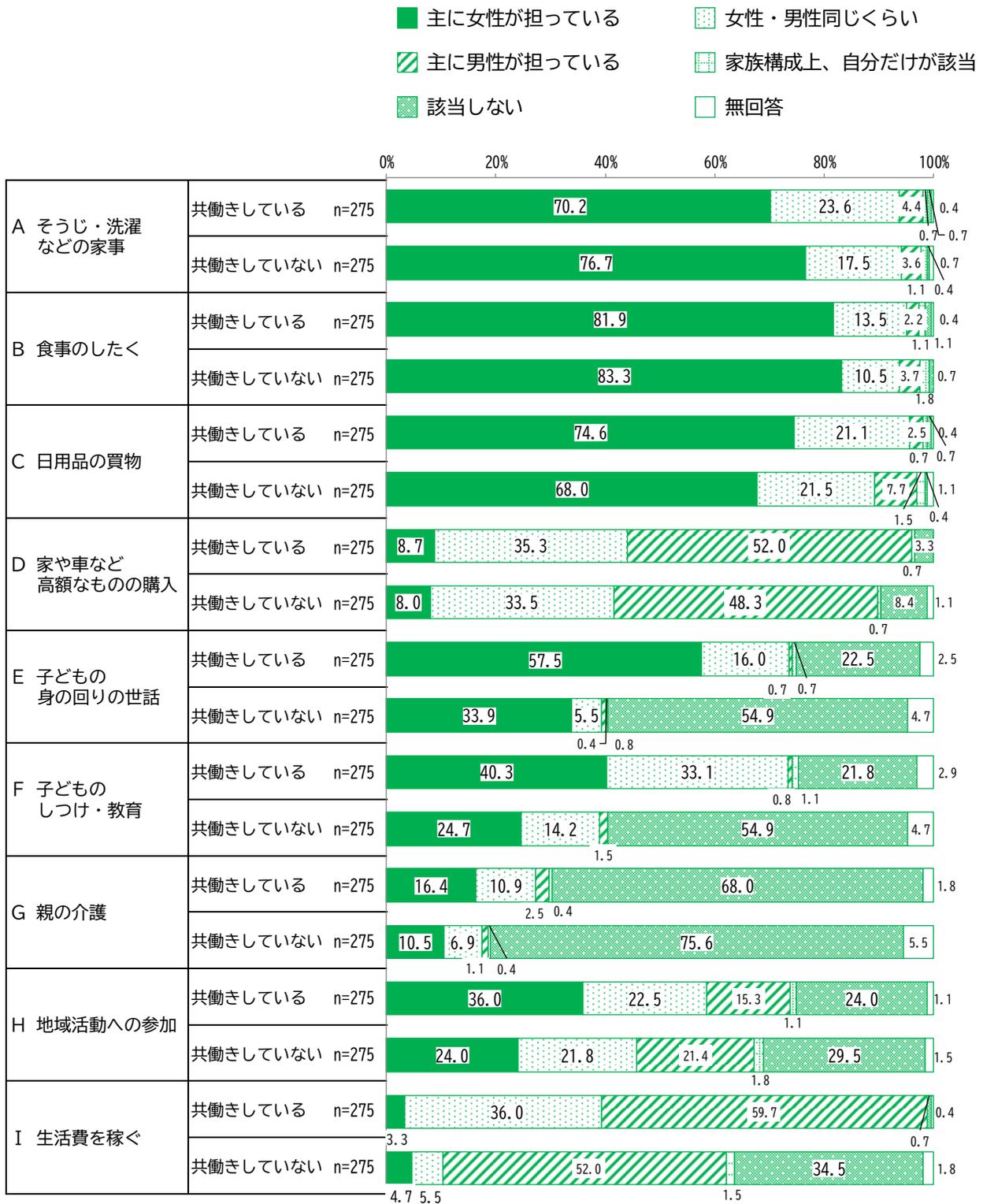
図表 20: 家庭での役割について



※「主に女性が担っている」:(「全て女性が担っている」+「主に女性が担っていて、男性は手伝う程度」)

※「主に男性が担っている」:(「全て男性が担っている」+「主に男性が担っていて、女性は手伝う程度」)

図表 21:家庭での役割について(共働きの有無別)

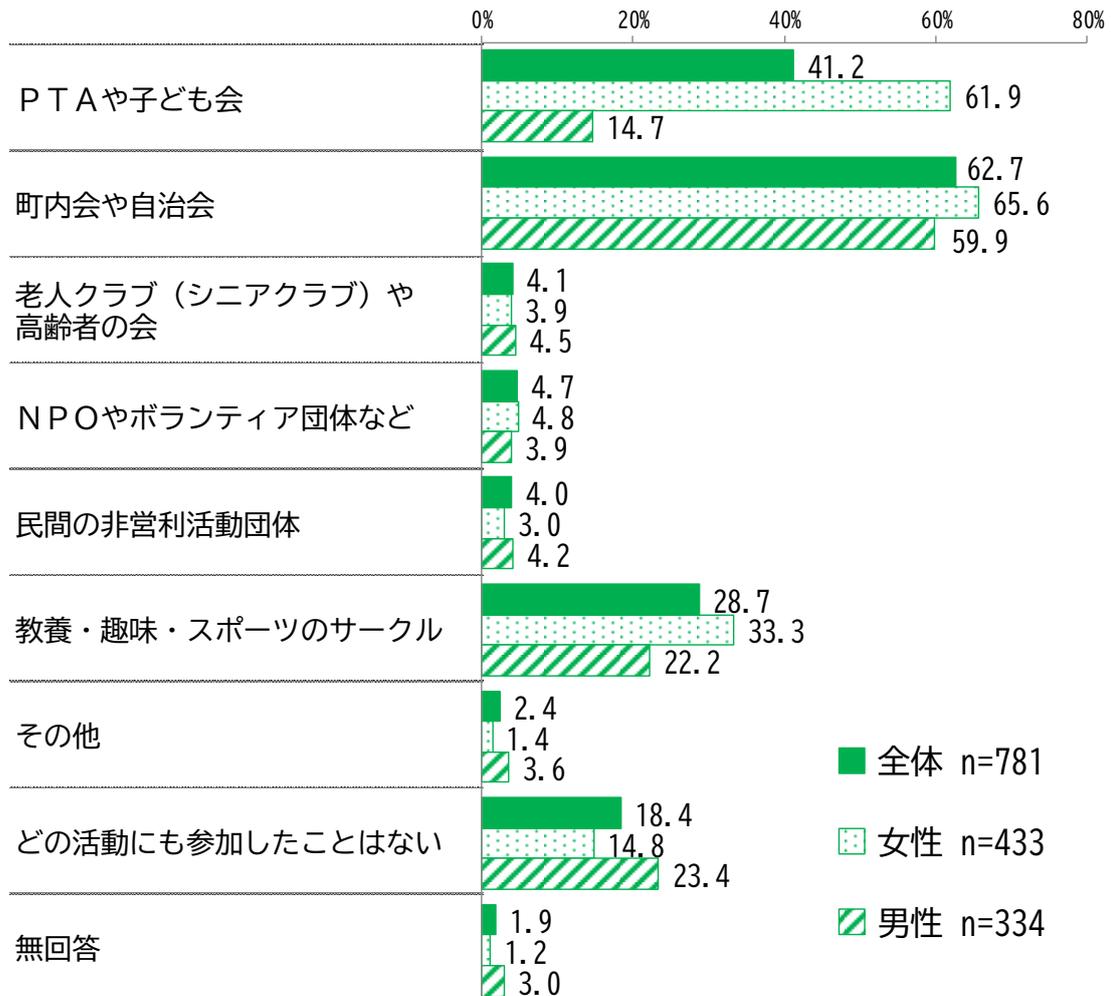


## 2 地域活動における男女共同参画について

### 地域活動・社会参画について

地域活動への参加状況については、「町内会や自治会」「PTAや子ども会」が上位2項目となっており、特に「PTAや子ども会」は、女性が61.9%であるのに対し男性が14.7%と、男性の参加割合が非常に低くなっています。

図表 22: 地域活動への参加経験について(複数回答)

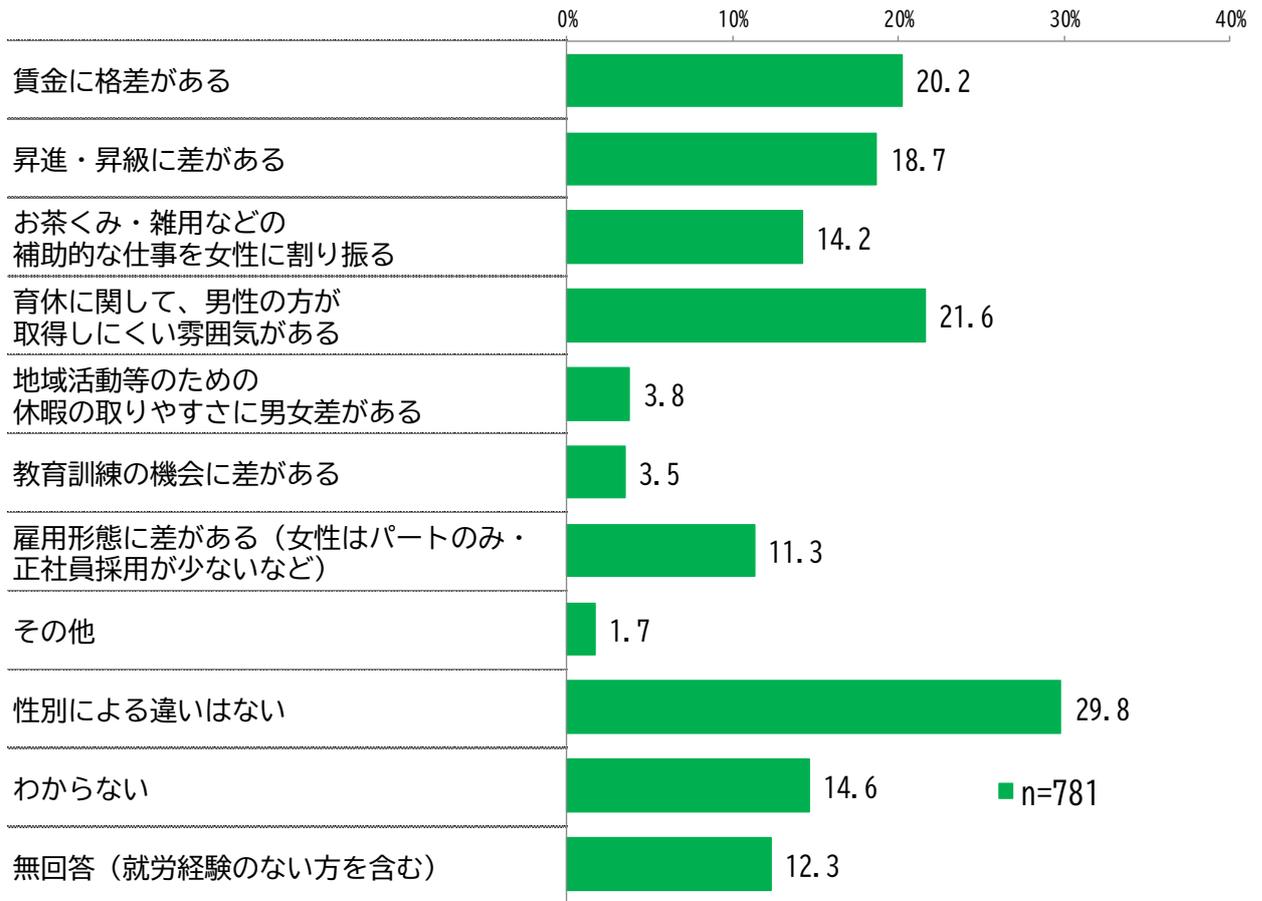


### 3 就業における男女共同参画について

#### ① 職場における性別による違いの有無

職場において性別による違いがある項目としては、「育休に関して、男性の方が取得しにくい雰囲気がある」(21.6%)、「賃金に格差がある」(20.2%)、「昇進・昇給に差がある」(18.7%)などの占める割合が高くなっており、職場における男女の違いとして、育休取得のしにくさや、賃金差などが挙げられています。

図表 23: 職場における性別による違い(複数回答)

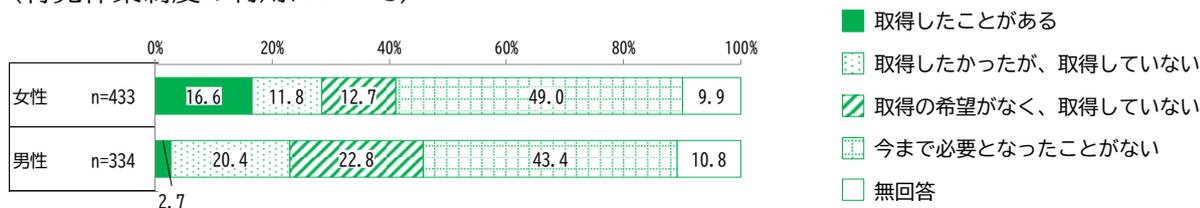


## ② 育児休業や介護休業の取得状況

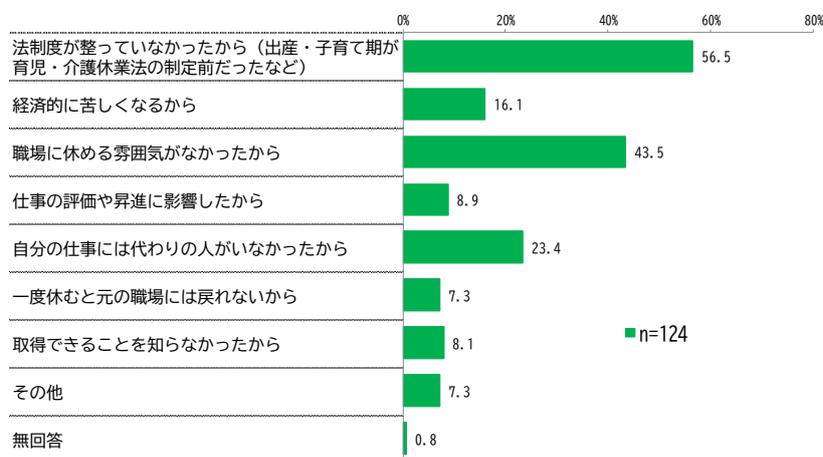
育児休業を取得したことがある人は、女性で16.6%、男性で2.7%、介護休業を取得したことがある人は、女性で1.6%、男性で2.4%となっています。

取得できなかった理由については、「法制度が整っていなかったから（出産・子育て期、介護期が育児・介護休業法の制定前だったなど）」「職場に休める雰囲気になかったから」が上位2項目として挙げられています。

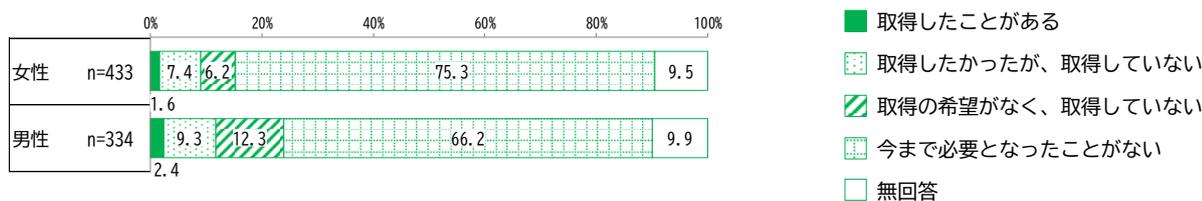
図表 24: 育児休業制度の利用について  
(育児休業制度の利用について)



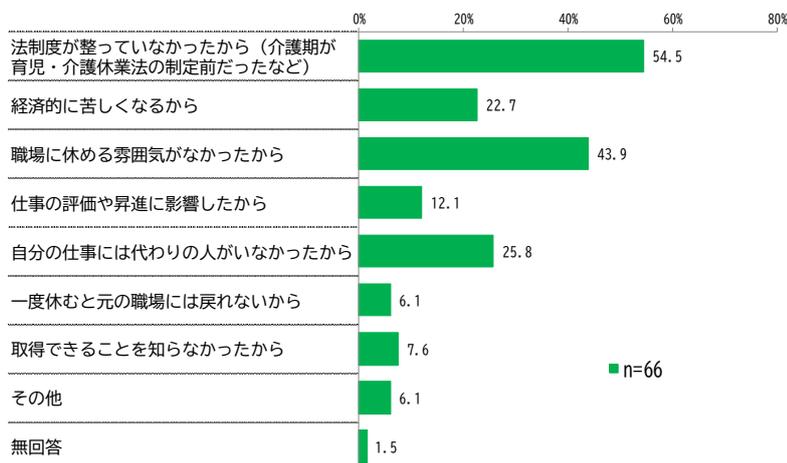
(育児休業制度を利用できなかった理由)(複数回答)



図表 25: 介護休業制度の利用について  
(介護休業制度の利用について)



(介護休業制度を利用できなかった理由)(複数回答)

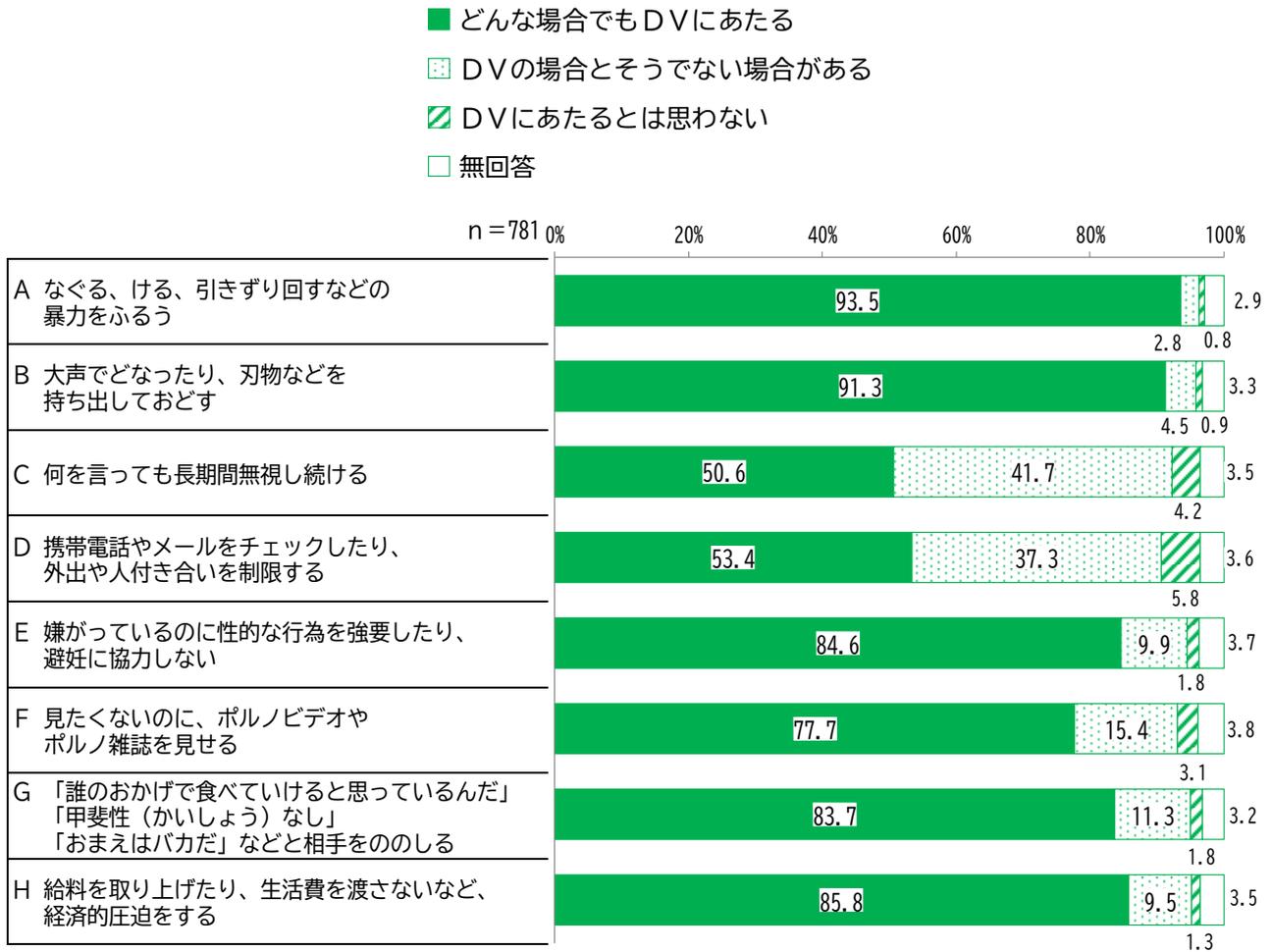


## 4 DV（配偶者や恋人からの暴力）について

### ① DVにあたる行為の認識

DVにあたる行為の認識については、「C 何を言っても長期間無視し続ける」「D 携帯電話やメールをチェックしたり、外出や人付き合いを制限する」は5割台にとどまっていますが、それ以外の選択肢については「どんな場合でもDVにあたる」が7割を超えています。

図表 26: DVにあたる行為の認識

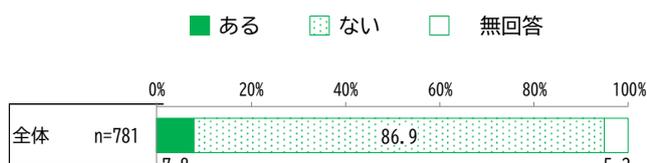


## ② DVを受けた経験

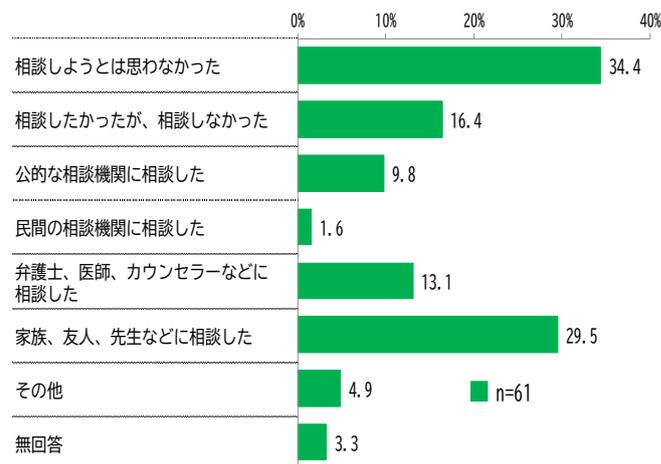
配偶者・パートナー・恋人からのDVの被害経験については、「ある」が7.8%、「ない」が86.9%となっています。

DVを受けたときの相談については、「相談しようとは思わなかった」が34.4%と最も多く、これに「相談したかったが、相談しなかった」を合わせると、全体の約5割(50.8%)が相談していない現状があります。

図表 27: DV 経験



図表 28: DV 相談の有無(複数回答)

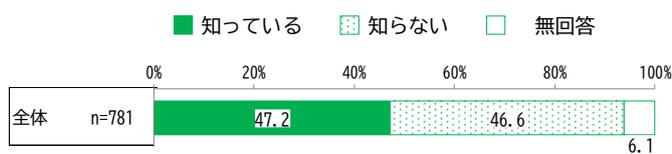


## ③ DVの相談窓口について

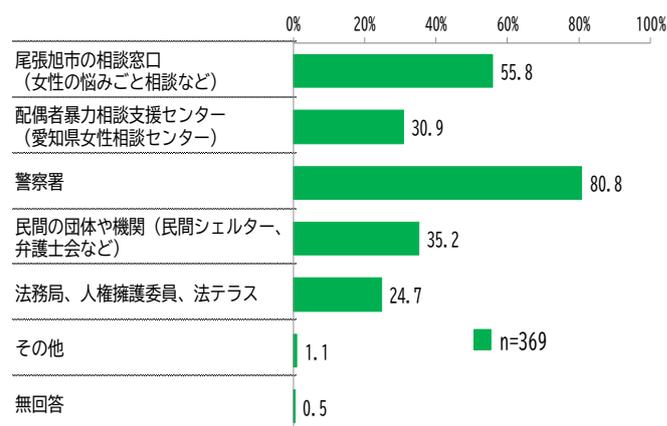
DVについて相談できる窓口の認知については、「知っている」が47.2%、「知らない」が46.6%となっています。

DVについての相談窓口の認知については、「警察署」が80.8%と最も多く、次いで「尾張旭市の相談窓口(女性の悩みごと相談など)」が55.8%となっています。一方で、相談窓口を知らない人も46.6%と約半数を占めていることから、さらに広く市民に周知していく必要があります。

図表 29: DV 相談窓口の認知



図表 30: 知っている DV 相談窓口(複数回答)

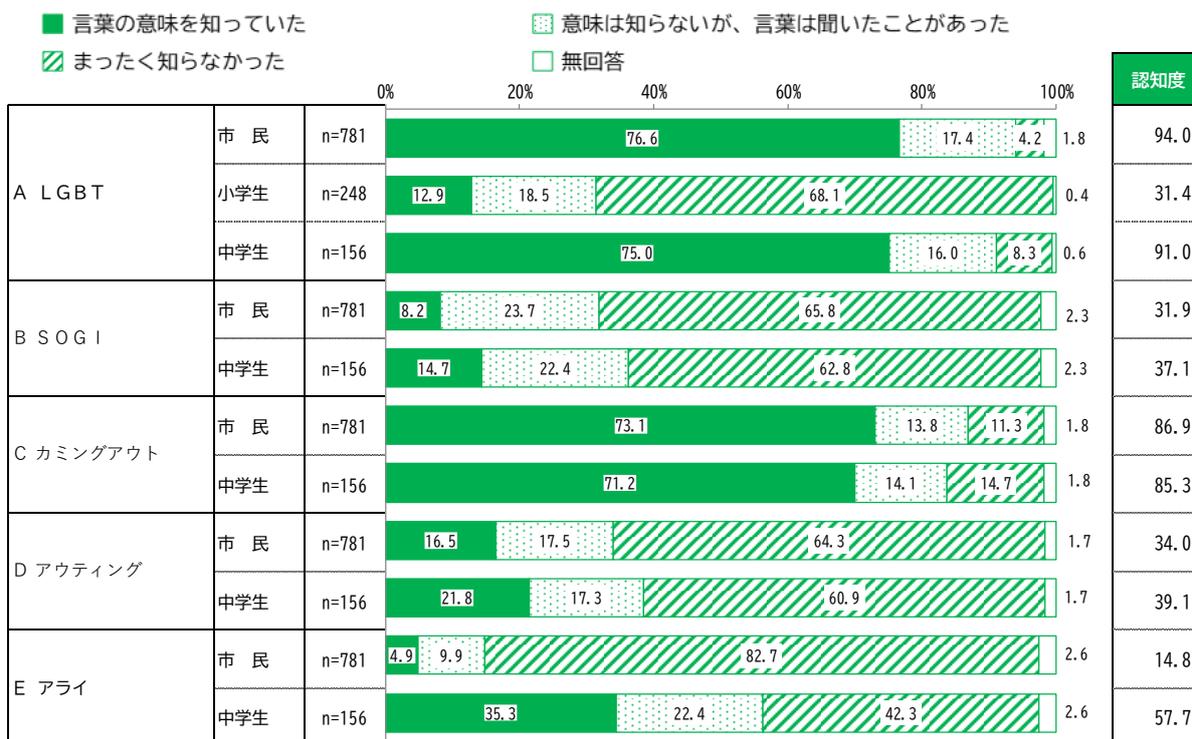


## 5 性の多様性（性的マイノリティ）について

### ① 性の多様性に関する言葉の認知度

性の多様性に関する言葉の理解については、「LGBT」（現在では LGBTQ+と表現されている）の認知度は小学生では約3割にとどまっているものの、市民、中学生ともに9割を超えています。また、市民、中学生では「カミングアウト」の認知度も8割を超えており、一定の認知度は得られています。その一方で、市民では「SOGI」「アウティング」「アライ」などの認知度は低くなっているものの、「アライ」については、市民の認知度が14.8%となっているのに対し、中学生では57.7%となっており、認知度に大きな差が見られます。

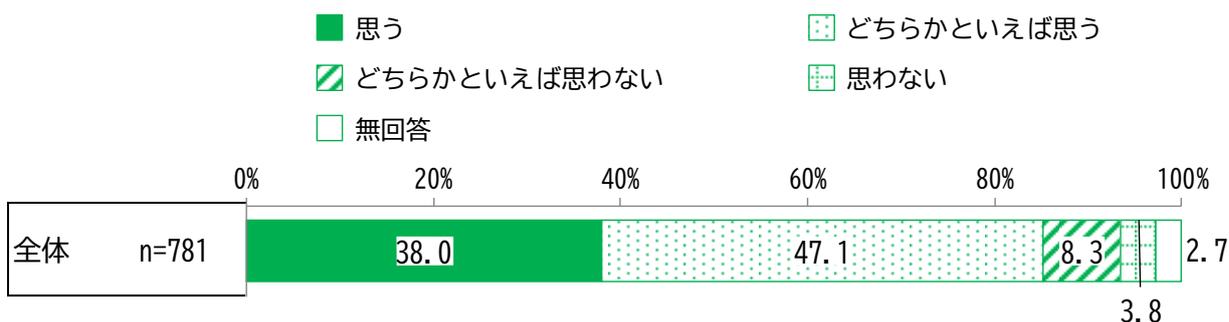
図表 31:性の多様性に関する言葉の認知度(市民、小中学生比較)



### ② 性的少数者(LGBTQ+)への偏見や差別の有無について

性的少数者(LGBT等)の方々に対するの偏見や差別の有無については、「どちらかといえば思う」が47.1%と最も多く、次いで「思う」が38.0%となっており、これらを合わせた、“偏見や差別があると感じている人”が8割半ばとなっています。

図表 32:性的少数者(LGBT等)への偏見や差別があると思うか



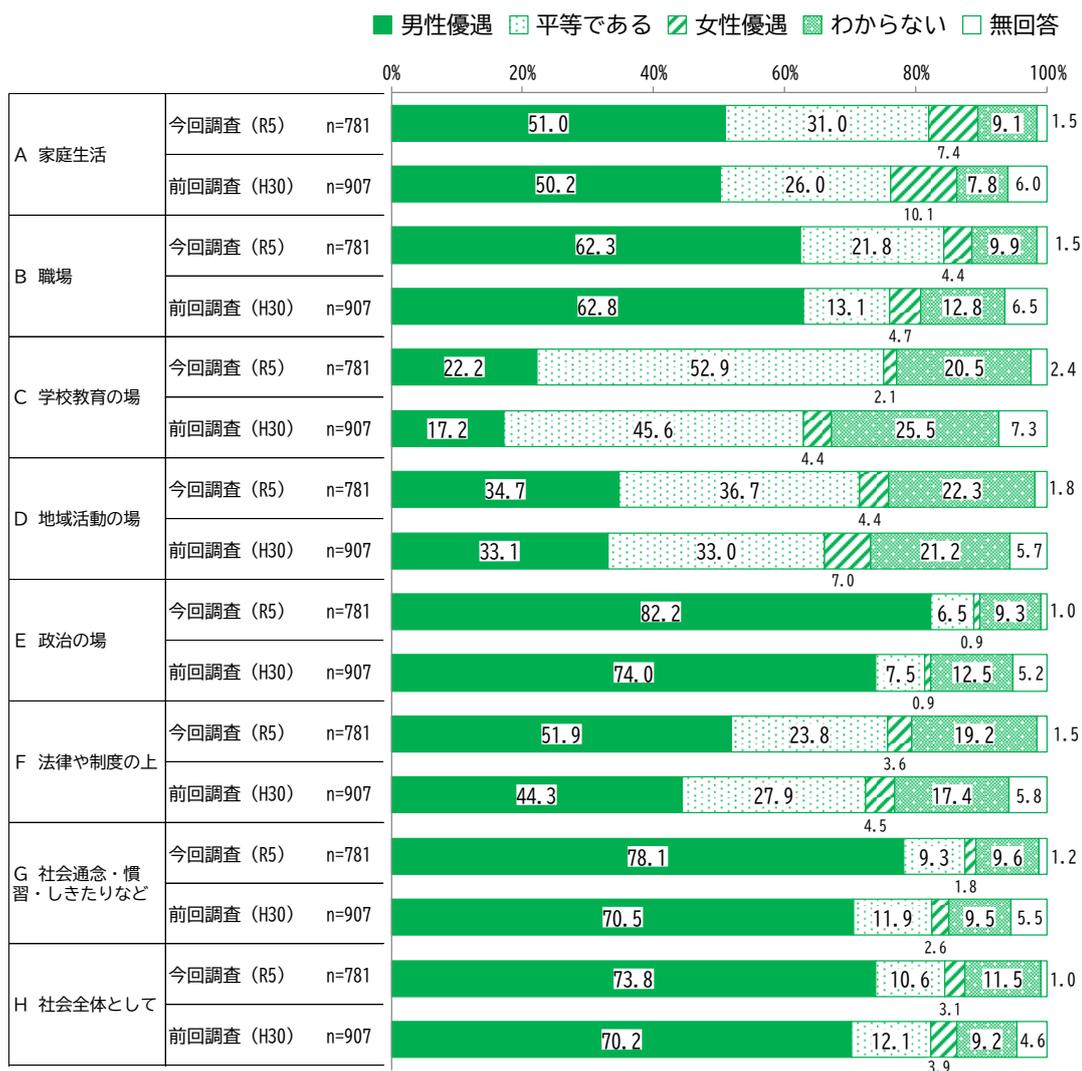
## 6 男女の意識について

### ① 男女の地位の平等感

各分野における男女平等に関する意識については、“男性優遇”(「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)は、「政治の場」(82.2%)、「社会通念・慣習・しきたりなど」(78.1%)、「社会全体として」(73.8%)、「職場」(62.3%)の分野において割合が高くなっており、男性偏重の傾向が強くなっています。また、「平等である」と回答した人は、高い順に「学校教育の場」(52.9%)、「地域活動の場」(36.7%)、「家庭生活」(31.0%)となっています。学校の中では比較的男女平等が保たれているものの、社会の様々な分野において、“男性優遇”という意識が強いことがうかがえます。

前回調査と比較すると、「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「地域活動の場」などの身近な分野では、いずれも「平等である」と回答した人の割合が増加していることから、本市においても男女における平等感が高まりつつあることがうかがえます。一方で、「政治の場」「法律や制度の上」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」では、前回調査と同様、依然として“男性優遇”という意識が根強く残っています。

図表 33:男女の平等感について(経年比較)

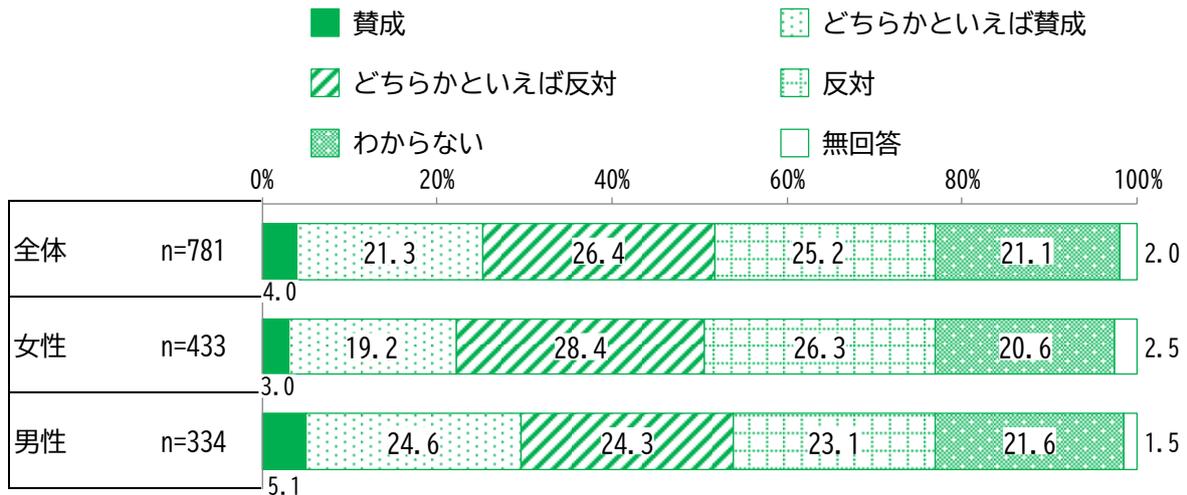


## ② 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方

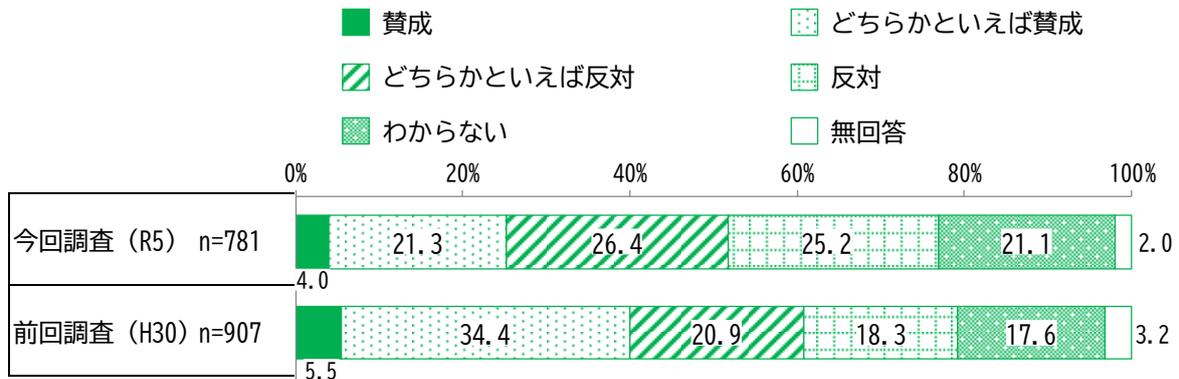
全体では“反対派”（「反対」+「どちらかといえば反対」）が 51.6%と、“賛成派”（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）の 25.3%を大きく上回っているものの、男女別でみると“賛成派”が男性で 29.7%、女性で 22.2%と男女間で意識の差が見られます。

前回調査と比較すると、“反対派”は 12.4 ポイント増加しています。一方で、“賛成派”は 14.6 ポイント減少しているものの、依然として 25.3%と約4人に1人の割合となっており、いまだ男は仕事、女は家庭という意識を持っている方も少なくないことがうかがえます。

図表 34:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について



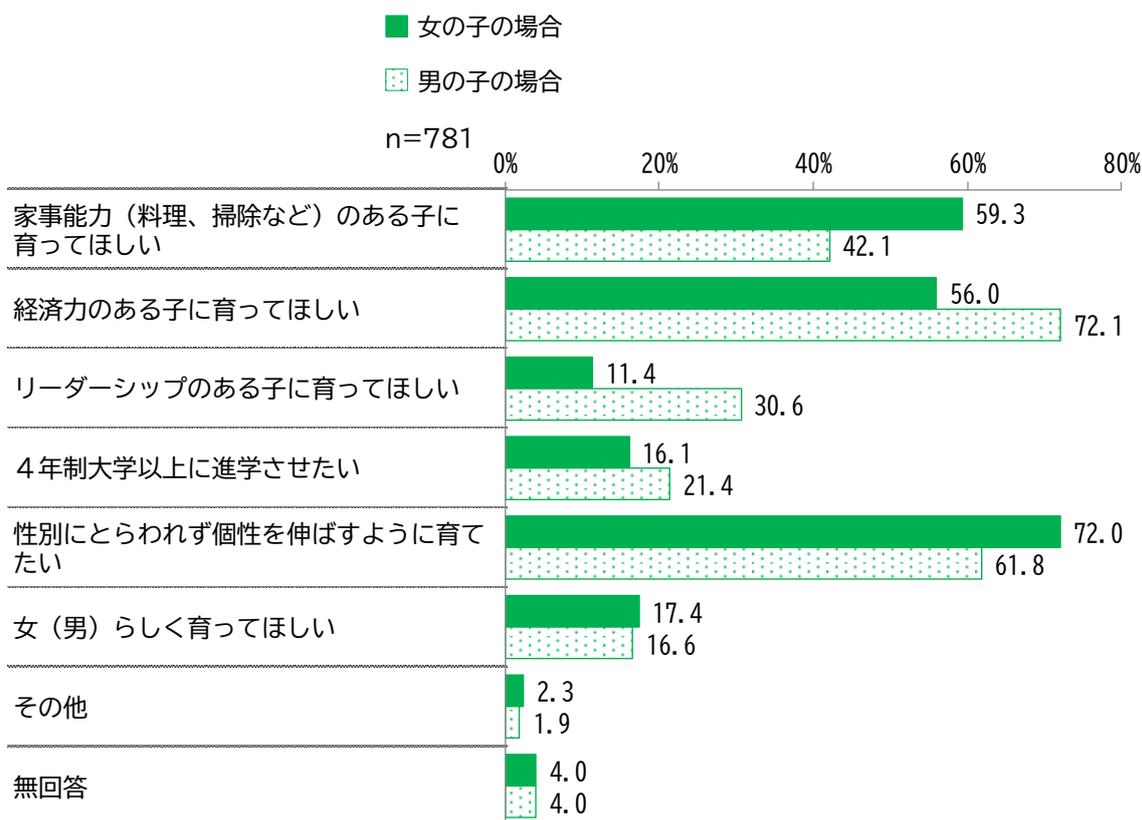
(経年比較)



### ③ 家庭における子どもの育て方について

女の子と男の子のそれぞれの育て方について、男の子の場合は「経済力のある子に育てほしい」「リーダーシップのある子に育てほしい」が、女の子に比べて10ポイント以上上回っています。また、女の子の場合は「性別にとらわれず個性を伸ばすように育てたい」「家事能力(料理、掃除など)のある子に育てほしい」が男の子に比べて10ポイント以上上回っており、性別による役割分担意識が残っていることがうかがえます。

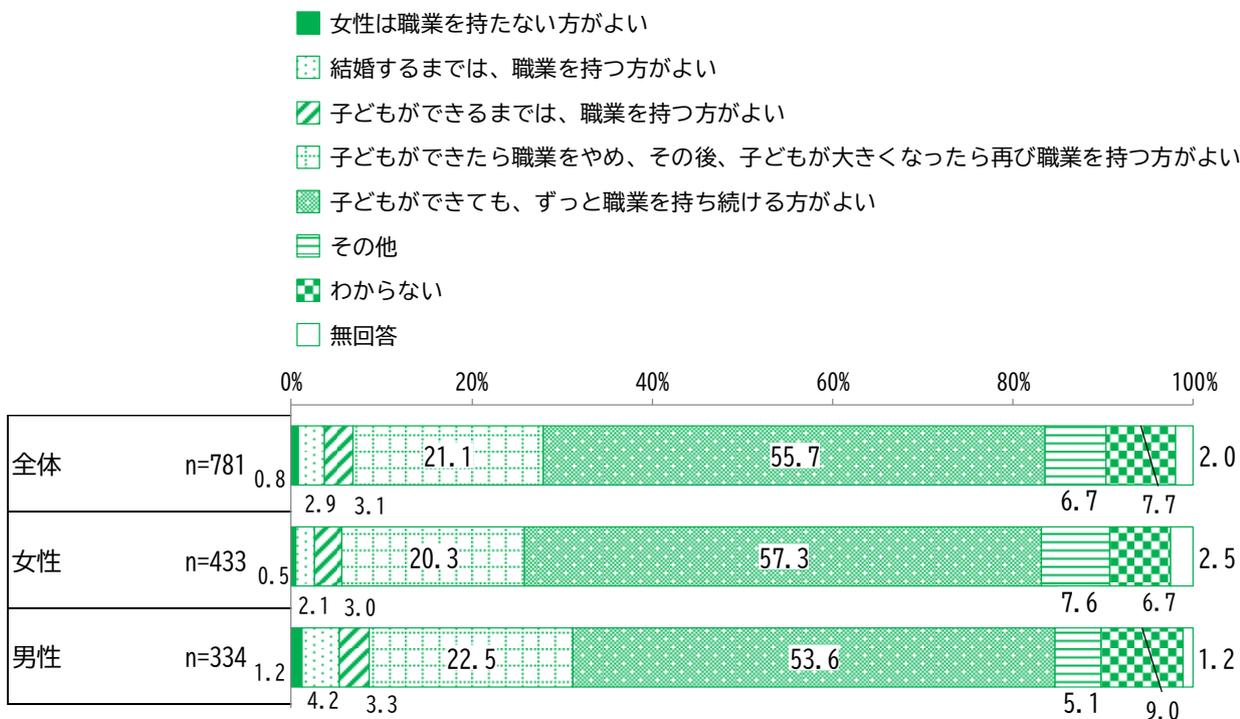
図表35:家庭における子どもの育て方について(回答は3つまで)



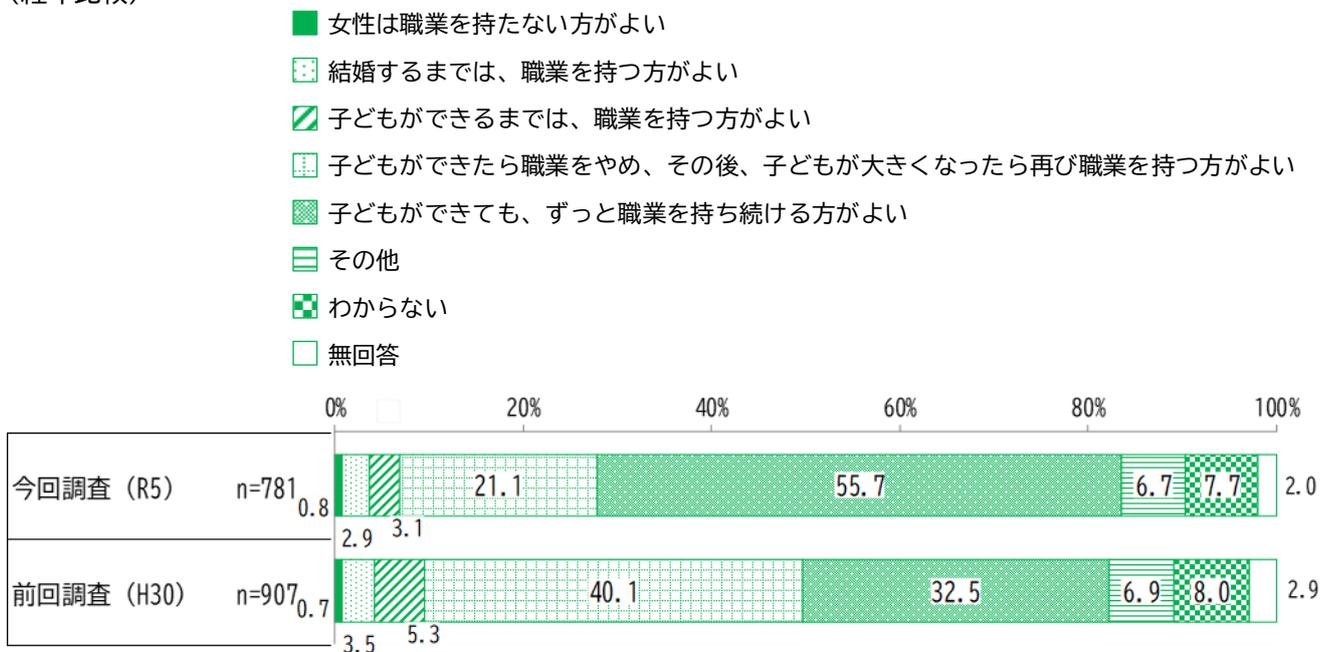
#### ④ 女性の職業への関わり方について

女性の職業への関わり方については、男女ともに「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が最も高くなっています。前回調査と比較すると 23.2 ポイント増加しており、女性の働き方についての意識の変化が進んできている現状がうかがえます。

図表36:女性の職業への関わり方について



(経年比較)



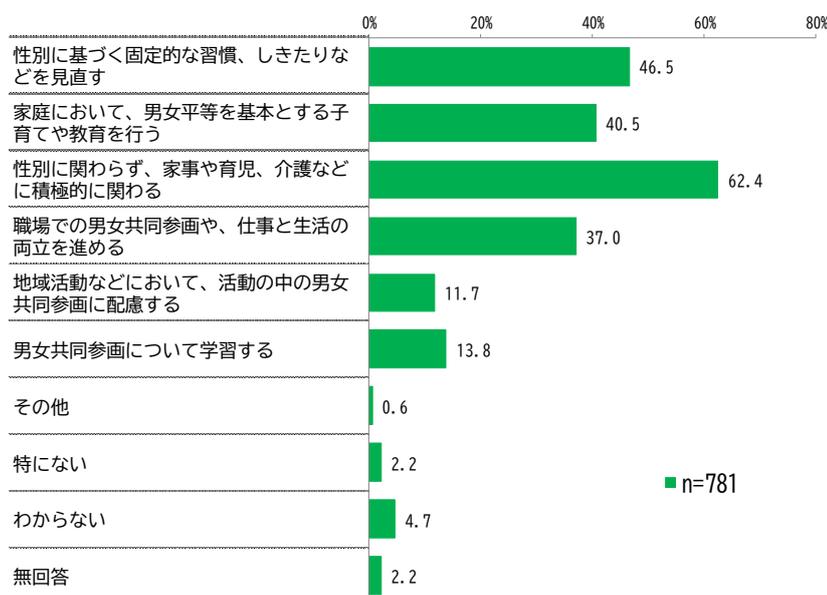
## 7 男女共同参画社会の実現のために力を入れていくべきこと

男女共同参画社会の実現のために、今後市民として力を入れていくべきことについては、「性別に関わらず、家事や育児、介護などに積極的に関わる」が62.4%と最も多く、次いで「性別に基づく固定的な習慣、しきたりなどを見直す」が46.5%となっています。

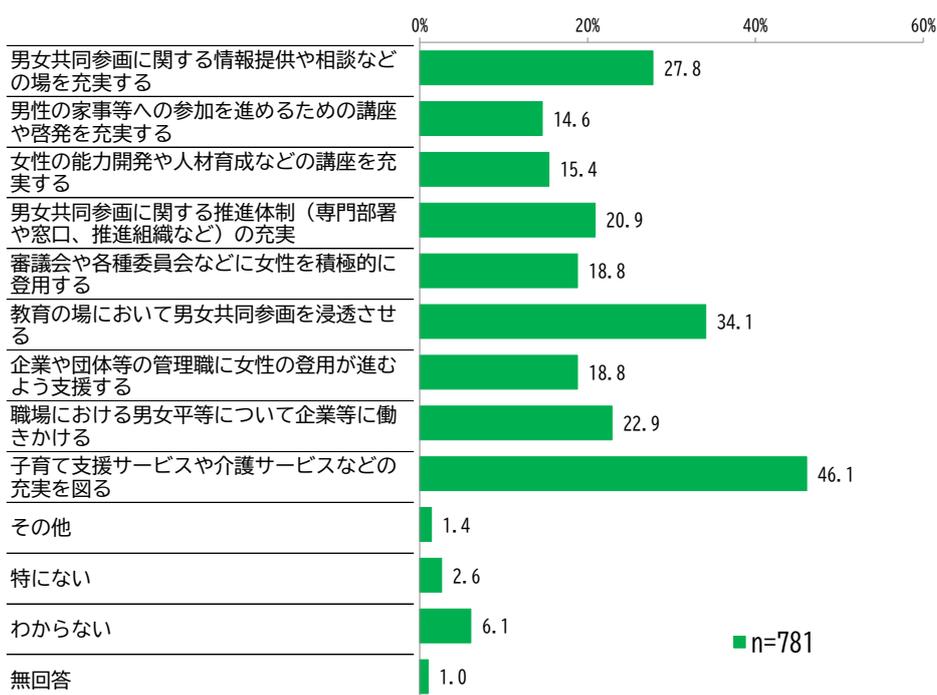
今後行政として力を入れていくべきことについては、「子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る」が46.1%と最も多く、次いで「教育の場において男女共同参画を浸透させる」が34.1%となっています。

図表37:男女共同参画社会の実現のために力を入れていくべきこと(回答は3つまで)

(市民として)



(行政として)



### 3 事業者調査の結果

#### (1) 事業者調査の実施概要

市内事業所における働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組状況、課題などを把握するために調査を実施しました。ここでは、主な結果を抜粋して現状を整理します。

#### ■事業者調査の概要

区分	事業者意識調査
調査対象	尾張旭市内に本社、支社等がある事業所
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送/WEB 回答方式
調査期間	令和 6(2024)年 1 月 5 日(金)～1 月 31 日(水)
配布・回収数	配布:35 事業所、回収:11 事業所、有効回収率:31.4%

※ 尾張旭市内に本社・支社等がある事業所のうち男女共同参画に向けた取組を行っていることが見込まれる事業所を対象として選定し、調査を実施した。

## (2) 事業者調査の結果概要

### ① 女性管理職の登用について

今後の女性管理職の積極的な登用については、「積極的に登用していきたい」が6件、「特に増やしていく考えはない」が5件となっています。

図表38:今後の女性管理職の登用について

管理職の登用における女性の積極的な登用について		件数
回答事業所数:11	積極的に登用していきたい	6
	特に増やしていく考えはない	5

女性管理職が増えることによる影響については、「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」が6件と最も多く、次いで「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」「男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる」が5件となっています。

図表39:女性管理職が増えることによる影響(複数回答)

女性管理職が増える影響		件数
回答事業所数:11	多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される	6
	男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる	5
	男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる	5
	女性の声が反映されやすくなる	4
	人材・労働力の確保につながり、会社全体に活力を与えることができる	3
	男性の家事・育児などへの参加が増える	2
	その他	1
	無回答	1

## ② 育児休業制度の利用について

男性の育児休業の取得状況については、「少ないと感じる」が6件、「特に少ないと感じない」が5件となっています。

「少ないと感じる」と回答した事業所の男性の育児休業取得者が少ない理由については、「収入を減らしたくないから」が5件と最も多く、次いで「なんとなく男性が育児休業を取得しにくい雰囲気があるから」が3件、となっています。

図表40:男性の育児休業の取得状況について

男性の育休取得者を少ないと感じるか		件数
回答事業所数:11	少ないと感じる	6
	特に少ないとは感じない	5

図表41:男性の育児休業取得者が少ない理由

男性の育休取得者が少ない理由		件数
回答事業所数:11	収入を減らしたくないから	5
	なんとなく男性が育児休業を取得しにくい雰囲気があるから	3
	育児は女性が担当するものだという考えが根強いから	2
	業務が多忙であるから	2
	周りに仕事のしわ寄せがいくことを気にするから	1
	周囲に前例がないから	1
	配偶者や両親が育児をしており、取得する必要性を感じないから	1

## ③ 事業所として今後力を入れていく取組について

今後、事業所として力を入れていく取組については、「男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる」が6件と最も多く、次いで「研修や能力開発の機会を充実する」が5件、「在宅勤務やフレックスタイムなど、柔軟な働き方を取り入れる」「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を進める」が4件、「育児休業や介護休業の制度を整備・充実する」が3件、「管理職に女性を積極的に登用する」「事業所内における保育施設の設置など、子育て支援を充実する」が2件となっています。

図表42:事業所として今後力を入れていく取組について(回答は3つまで)

事業所として、今後、力を入れていくべきこと		件数
回答事業所数:11	男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる	6
	研修や能力開発の機会を充実する	5
	在宅勤務やフレックスタイムなど、柔軟な働き方を取り入れる	4
	子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を進める	4
	育児休業や介護休業の制度を整備・充実する	3
	管理職に女性を積極的に登用する	2
	事業所内における保育施設の設置など、子育て支援を充実する	2
	賃金や昇進などにおける男女の格差をなくす	1
	男女共同参画に関する意識向上のための研修を実施する	1
	無回答	1

## ◆ 第3章 計画の基本的な考え方 ◆

### 1 基本理念

本計画においては、上位計画である尾張旭市第六次総合計画で示されている基本的な方向性を踏まえつつ、性別や年齢、職業、国籍、障がいの有無などにとらわれず自分の個性や意欲に合わせて自由に選択し、人々がお互いに尊重し合い支え合うことのできる「多様性を認め合う社会の実現」を目指す姿とします。

また、本計画の基本的な考え方として、尾張旭市男女共同参画推進条例に基づき5つの基本理念を定め、これに沿って計画を推進することとします。推進に当たっては、条例に基づき、市だけでなく、市民や事業者、教育関係者がそれぞれの役割を果たし、その協力のもとで計画を推進します。

### 目 指 す 姿

## 多様性を認め合う社会の実現

### 基 本 理 念

- 1 個人の尊重
- 2 ジェンダー平等の推進
- 3 あらゆる場面における女性活躍の推進
- 4 ワーク・ライフ・バランスの実現
- 5 国際的協調

## 2 重点事項

第3次尾張旭市男女共同参画プランを推進していくに当たって各施策に取り組みますが、特に重点的な取組が必要となる以下の3つを「重点事項」として設定します。

### 重点事項 1 多様性を認め合う意識の醸成

#### 設定の背景

- 学校教育の場においては男女平等観が保たれていますが、家庭生活や職場、地域活動などでは「男性優遇」と感じる事が多く、平等観に差が表れています。
- 共働き、非共働きに関係なく、家事や育児などは主に女性が担う傾向があり、固定的な役割分担が残っています。
- 性の多様性に関する言葉として「LGBT」「カミングアウト」などが認知されてきていますが、いまだ偏見や差別により性的少数者の人たちに対する偏見や差別があると回答する人が多い現状があります。

#### 今後の取組

アンコンシャス・バイアスを解消し、誰もがお互いを尊重し合い、多様性を認め合う意識をより一層高めるため、子どもから高齢者まで全ての世代の人に向けた意識啓発を推進し、幅広く市民からの理解促進を図ります。

### 重点事項 2 あらゆる場面における女性活躍の推進

#### 設定の背景

- 近年は結婚・出産を機に離職する女性は少なくなってきました。本市も同様にM字カーブは改善傾向にありますが、国と比較すると本市の方が深く、結婚・出産を機に離職する傾向は一定程度見られる現状があります。
- 職場において、性別の違いによる賃金格差や昇給昇進の差、雇用形態や仕事の役割に対する差があることがうかがえます。
- 女性が仕事を持つことについて、子どもができて継続して仕事を続ける方がよいという回答が前回調査と比べて増加しており、女性の働き方についての意識改革が進んできていることがうかがえます。

#### 今後の取組

性別役割意識や職場における女性と男性に対する差の解消に努めるほか、ワーク・ライフ・バランスの推進、就業における女性のキャリアアップや起業支援を行い、個々の状況に応じた多様な柔軟な働き方ができる環境づくりを推進していきます。

## 重点事項 3 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

### 設定の背景

- 配偶者・パートナー・恋人からDVの被害を受けても、相談しない・できない被害者もあり、問題を一人で抱え込み解決しようとする被害者がいることがうかがえます。
- 場面や関係性によっては暴力と捉えられにくい暴力が存在し、市民にDVの概念を周知する必要があります。

### 今後の取組

相談につながりやすい体制整備を通じて相談を促し、DV被害を抱え込まない環境整備を行います。また、何がDVであるのか、DVの概念の周知も継続します。貧困や健康上の理由をはじめとした、様々な生活上の困難に直面している人に対し支援を行い、個々の尊厳が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

### 3 基本目標

本市では、計画の基本目標として以下の4つの目標を定めて施策を展開していきます。

#### 基本目標1 多様性社会実現のための意識改革

自らの意思に基づいて誰もが個性と能力を發揮できる社会を実現するためには、誰もがお互いを尊重し合い、多様性を認め合う意識を醸成することが重要です。

あらゆる場面における無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を生まないような意識啓発を行い、誰もがそれぞれの意思に応じて、様々な活動に積極的に参加しやすい環境整備を進めていきます。

#### 基本目標2 あらゆる場面における女性の活躍

【尾張旭市女性活躍推進計画】

全ての女性が自らの意思によって生き方を選択し、人生の各段階や、職場、家庭、地域等において、その個性と能力を十分に發揮できるよう、社会全体の意識醸成を図るとともに、女性が活躍しやすい基盤づくりを進めます。

また政策や方針決定の場への女性の参画を拡大するほか、女性の人材育成を進めることで、様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう支援を行います。

#### 基本目標3 家庭と地域におけるジェンダー平等の推進

誰もが自分らしく豊かな生活を送るためには、身近な暮らしの場となる家庭や地域活動における自身の役割を果たしながら、それらの活動を両立していくことが必要です。家庭や地域における役割分担に偏りが生じないようジェンダー平等の視点を取り入れるほか、子育てや介護への男性の積極的な参加を促進し、生活と仕事の両立支援を進め、仕事を持つ男女のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

また、大規模地震の発生が危惧される中、多様なニーズに対応できるよう、防災対策等の活動や災害時における方針決定過程にも多様な視点を取り入れられるように働き掛けます。

#### 基本目標4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【尾張旭市DV防止基本計画】

【尾張旭市困難な問題を抱える女性支援基本計画】

困難な問題を抱える女性やDV被害者等が自立して暮らすことができる社会を実現するため、DV防止やDV被害者、困難な問題を抱える人達の保護、自立支援等の一体的な対策を進めます。

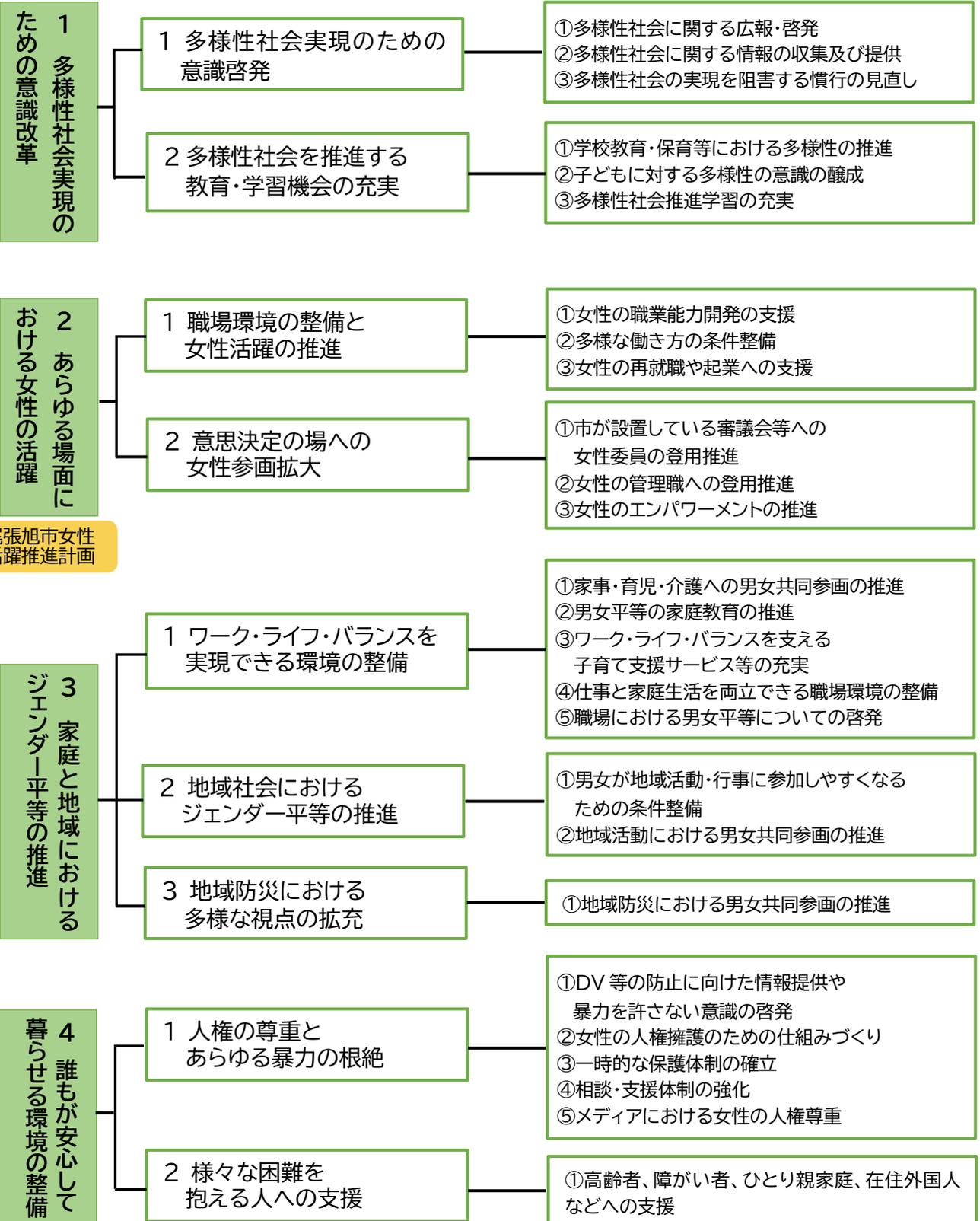
この基本目標は、本市における「DV防止基本計画」及び「困難な問題を抱える女性支援基本計画」として位置付けます。

## 4 施策の体系

基本目標

施策

施策の方向



尾張旭市女性活躍推進計画

尾張旭市DV防止基本計画

尾張旭市困難な問題を抱える女性支援基本計画

## ◆ 第4章 施策の展開 ◆

### 基本目標1 多様性社会実現のための意識改革

#### 1 多様性社会実現のための意識啓発

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス等をなくし、自らの意思によって生き方を選択できる多様性社会の実現に向けて、誰もがお互いを尊重し合い、助け合うことができるよう意識改革に取り組みます。

##### ① 多様性社会に関する広報・啓発

市民や職員の多様性社会に対する意識付けを継続・強化するため、多様な機会を通じた広報・啓発を行います。

No.	事業名	内容	担当課
1	広報誌、情報誌、ホームページなどによる啓発	ジェンダー平等の理念や目的について、広報誌、ホームページ等あらゆるメディアを活用して啓発し、特に関心が低い方への意識醸成を図ります。	多様性推進課
2	男女共同参画週間・月間を活用した啓発	国の男女共同参画週間(毎年6月23日から29日まで)や愛知県の男女共同参画月間(毎年10月)等の時期に合わせて啓発を行い、理解を促進します。	多様性推進課
3	相談員への男女共同参画の視点の周知	ジェンダー平等の考え方を踏まえた人権こまりごと相談、青少年の悩み事相談、こども・子育て相談、労働相談など、市民相談に関わる相談員に、必要な情報を提供します。	少年センター 多様性推進課 産業課 子育て相談課

## ② 多様性社会に関する情報の収集及び提供

多様性社会の理解促進に向けて、ジェンダー平等や多様な性に関する講座、全国的な動向に関する情報発信を行います。

No.	事業名	内容	担当課
4	関連書籍等の収集・貸出し	男女共同参画に関する一般書、児童書、視聴覚資料等を収集し、閲覧・貸出しを行います。	図書館
5	講座・大会・動向等の情報収集・提供	ジェンダー平等に関する講座、大会及び国際的・全国的な動向等の情報を収集し、提供します。	多様性推進課
6	多様な性についての情報提供	多様な性(性的少数者)についての理解促進のため、情報の収集・提供や啓発を行います。また、ファミリーシップ制度について情報提供します。	多様性推進課

③ 多様性社会の実現を阻害する慣行の見直し

公的な制度や施設、行政情報の表現等について、ジェンダー平等を意識した視点から、見直しや働き掛けを行います。

No.	事業名	内容	担当課
7	広報誌など行政情報誌の点検、見直し	ジェンダー平等の視点を持った公的広報となるよう、広報誌等の点検や職員への注意喚起を行います。	広報戦略課 多様性推進課
8	例規の制定・改廃時の点検	引き続き男女共同参画を阻害する表現や規定がないか点検しつつ審査を行います。	総務課
9	容姿・性別等に価値を置く施策等の禁止	主に容姿・性別によって選別するような施策・イベントを、本市で実施しないととも、市民や企業にも働きかけます。	多様性推進課
10	ユニバーサルデザインの導入	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共空間でデザイン・表示の配慮を行います。また、多機能トイレの設置、授乳やオムツ替えの場所・設備の確保など、男女がともに育児、介護に関わることができるよう施設の改善を図ります。	総務課 財政課 暮らし政策課 教育政策課 生涯学習課 文化スポーツ課

## 2 多様性社会を推進する教育・学習機会の充実

多様性社会の推進のため、人権の尊重やジェンダー平等を含めた男女共同参画の教育・学習を行います。

また子どもたちに対しては、教育を通して、性別にかかわらず、誰もが平等に尊重され、それぞれの能力を最大限に発揮できるという意識を育むため、学校や保育における男女共同参画の推進を進めます。

### ① 学校教育・保育等における多様性の推進

教職員・保育士等が男女共同参画や多様な性への理解を深めることができるよう、研修を実施するとともに、教育現場における様々な慣行や教材についても、男女共同参画の視点に立った環境整備を行います。また、保護者に対しても多様性社会の意識の醸成への協力について働き掛けを行います。

No.	事業名	内容	担当課
11	教職員・保育士等向けの研修・研究、保護者への働き掛け	男女平等の意識、人権の尊重への理解を深めていくための方策やカリキュラムの実施について引き続き方策を検討するとともに、教職員や保育士等が男女共同参画や多様な性など人権に関する研修を受講できるよう支援します。 また、PTA・保護者会・各種行事など、学校から発行するおたよりを通じて、学校での男女平等の意識の醸成への協力について働き掛けを進めていきます。	保育課 学校教育課 生涯学習課
12	学校・保育園等における慣行・教材等の確認	教材、呼称、進路指導、行事等で、不必要な性別による分類等がないか点検し、性の多様性に配慮した環境を整えます。	保育課 学校教育課

## ② 子どもに対する多様性の意識の醸成

子どもの頃から性別に基づく固定観念を持たずに、多様な価値観に触れ、将来の可能性を広げることができるよう、個性や能力を尊重した教育や指導を進めます。

No.	事業名	内容	担当課
13	多様な分野への進路指導	小・中学生に対して、性別にとらわれない多様なキャリアプランを形成できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進します。	学校教育課
14	多様な性を尊重する指導の推進	多様な性を認め、お互いに尊重し合うことができるよう、情報共有と学習機会を確保し、適切な指導を推進します。	学校教育課
15	若年世代を対象とした啓発の実施	子どもの頃から自他ともに性別にとらわれない意識を醸成し、ジェンダー平等の視点を定着させるための啓発を行います。	多様性推進課

## ③ 多様性社会推進学習の充実

様々な年齢層に対して人権の尊重やジェンダー平等など、多様性社会を推進するための学習機会を提供するため、講座やセミナーの実施・情報提供に努めます。講座においては様々なテーマを取り上げるとともに、誰もが参加しやすいよう配慮した運営を行います。

No.	事業名	内容	担当課
16	多様性社会推進講座の実施	ジェンダー平等について、広く市民に啓発するとともに、ジェンダー平等に関する理解を深めるため、市民を対象にダイバーシティや女性の活躍など多様なテーマの講座を開催します。	多様性推進課
17	各種講座・セミナーにおける男女共同参画の配慮	各種講座等の運営に当たり、受講者が出席しやすい日時に講座を設定します。また、セミナーの実施に当たっては、受講者に対して、講座での役割分担、配席、受講者名簿の順番等に留意し男女共に参加しやすい環境を設定します。	多様性推進課 産業課 生涯学習課 文化スポーツ課

## 基本目標2 あらゆる場面における女性の活躍

女性活躍推進計画

### 1 職場環境の整備と女性活躍の推進

女性が自己の意思に基づき、幅広い就労の場で活躍できるように支援します。企業が女性の活躍に向けた取組を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な環境の整備等を支援します。

#### ① 女性の職業能力開発の支援

女性の職業能力を高めるため、能力向上に資する研修等の情報提供を行います。

No.	事業名	内容	担当課
18	職業能力向上を図る各種研修の情報提供	女性が働く意欲を高め、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し、必要な情報提供に取り組めます。	多様性推進課 産業課

#### ② 多様な働き方の条件整備

女性の職場での活躍を支援するため、多様な就業形態、再雇用制度等の情報提供を行うほか、企業に対して女性の職種・職域拡大についての啓発を行います。

No.	事業名	内容	担当課
19	事業主等に対する女性の職種・職域拡大の啓発	女性の職場での活躍を支援するため、事業主や就労者等に対し、女性の職種・職域拡大の必要性を啓発します。	多様性推進課 産業課
20	事業主等への多様な就業形態、再雇用制度等の情報提供	女性が能力を発揮しやすい環境整備が図られるよう、多様な就業形態(フレックスタイム制、在宅勤務制等)や事例について情報提供を行うほか、子育て後に、経験をいかせる職場に復帰できるよう、再雇用制度の普及啓発を図ります。	多様性推進課 産業課

### ③ 女性の再就職や起業への支援

出産・子育て等で一度離職した女性への就職・再就職活動を支援するほか、新たな事業を立ち上げたい女性に対して起業に関する情報提供等を行います。

No.	事業名	内容	担当課
21	就業支援機関の情報提供・紹介	女性の就職・再就職活動を支援するため、情報の提供や相談先の紹介を行います。	多様性推進課 産業課
22	起業支援情報の提供	女性の起業相談など起業支援情報の提供を行います。	多様性推進課 産業課

## 2 意思決定の場への女性参画拡大

社会における女性の活躍は、社会全体における人材の活用、多様な視点の導入、生きづらさの解消、新たな発想を取り入れることができる等の観点から、持続可能な社会の実現に不可欠であると考えられることから、様々な意思決定の場における女性の参画について働き掛けるほか、女性自身がエンパワメントするための機会提供を行います。

### ① 市が設置している審議会等への女性委員の登用推進

審議会等の委員に女性の積極的な登用を図るとともに、全ての附属機関等でどちらか一方の性に偏らないような委員の登用に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
23	市が設置している審議会等への女性委員の積極的な登用、どちらか一方の性に偏らない委員の登用	市が設置している審議会等の委員の女性登用率の目標を設定し、その実現に取り組みます。 また、全ての委員会の委員がどちらか一方の性に偏らないように努めます。	人事課

### ② 女性の管理職への登用推進

責任ある地位に男女が偏りなく就くことを目指し、企業や団体の重要な役職への女性の登用を働き掛けます。また、市として女性職員・教職員の管理職等への積極的な登用に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
24	企業・団体等に対する重要な役職への女性の登用の啓発	民間企業や団体等において、女性を管理職や代表者へ登用することにより、女性がより意思決定の場へ参画できるよう啓発に努めます。	多様性推進課 産業課
25	女性職員の管理職等への登用	「尾張旭市人材育成基本方針」に基づき、女性職員の能力開発を進めるとともに、性差にとらわれない管理職任用に努めます。	人事課
26	女性教職員の管理職等への登用	女性教職員の管理職への積極的な登用に努めます。	学校教育課

### ③ 女性のエンパワメントの推進

女性が意思決定過程に参画し、自律的な力を身につけることができるように、各種セミナーや、ロールモデル等の情報提供を行います。また、女性活躍に取り組む企業等を支援し、一層の女性活躍の推進に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
27	様々な活動におけるリーダーの育成	政策決定や意思決定の場に参画する女性を増やすため、女性リーダー育成セミナー等の情報提供を通じ、女性リーダーの育成を推進します。	多様性推進課
28	女性のロールモデルの発掘と活躍事例の紹介	様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供を推進します。	多様性推進課
29	女性の活躍促進宣言等の普及・啓発	女性の活躍促進宣言や、あいち女性輝きカンパニー認証制度に関する情報を提供し、企業等への普及を促進します。	多様性推進課
30	女性活躍等の取組が優良な企業等への支援	「女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスを推進する事業者を公共調達において評価する取組方針」の運用を周知するとともに、総合評価落札方式競争入札及び企画競争方式(プロポーザル)における加点評価の適応を継続します。	総務課

## 基本目標3 家庭と地域におけるジェンダー平等の推進

### 1 ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の整備

子育て支援、介護支援など、地域社会が一体となって、働きながら子育てや介護をする人を支援できるよう、生活全般についてのジェンダー平等意識の一層の推進を図ります。また、企業や各団体と連携し、柔軟な働き方ができる職場環境の整備を進めます。

#### ① 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

家事・育児・介護が男女どちらかに偏ることのないよう、皆で支え合って家事・育児・介護へ参画することの重要性を啓発します。また、男女共に参加しやすい講座を開催し、積極的な参加を呼び掛けます。

No.	事業名	内容	担当課
31	介護等を皆で支え合うことの重要性の啓発及び介護講座等への参加の促進	介護等を皆で支え合うことの重要性を啓発し、男女が協力して介護を行えるよう、各種介護講座等への参加を働き掛けます。また、周知に当たっては多様な方法を検討します。	福祉課 長寿課
32	保健事業における父親・母親の子育て参加の推進	パパママ教室等で、家族が協力して育児に取り組むことを推奨します。また、子育てに関する知識の普及を図るため、父子手帳を交付します。	健康課

#### ② 男女平等の家庭教育の推進

男女がともに子育てに関わる意識を育て、固定的な性別役割分担意識にとらわれない視点で家庭教育が行われるよう、保護者自身が男女平等について学ぶ学習機会を提供します。

No.	事業名	内容	担当課
33	子育て支援講座等における男女共同参画の啓発	家庭内における固定的な性別役割分担意識を解消するため、保護者向けの子育て講座、育児グループ支援等で、男女が協力して子育てをすることの重要性を啓発します。	子育て相談課
34	家庭教育関係講座等への男性参加の推進	子育てや親子のふれあいなど家庭教育に関する講座等に、多くの男性が参加しやすいよう、開催日時等を工夫します。	生涯学習課

### ③ ワーク・ライフ・バランスを支える子育て支援サービス等の充実

仕事と家庭生活を両立しながら、安心して子育てができるよう、多様な保育ニーズに合わせた支援サービスの充実を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
35	託児ボランティア団体への支援	子育て中の保護者が、学習活動に参加しやすいよう、託児ボランティア団体を支援します。	子育て相談課 生涯学習課
36	ファミリー・サポート・センターの充実	保護者の就労や地域活動等参加の際に、援助会員が子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。また、平日に就労する人が参加しやすいよう、土曜日にも登録説明会を開催します。	子育て相談課
37	児童クラブをはじめとした放課後児童の居場所づくりの充実	放課後に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めるとともに、民間事業者への支援を継続して行います。	こども課
38	多様な保育ニーズへの対応	延長保育や休日保育、一時保育を実施するとともに、こども誰でも通園制度の運用を開始します。また、病期中、あるいは病気の回復期の児童や、保護者の都合で保育ができない場合に、児童を施設で一時的に預かるなど、多様な保育ニーズに対応します。	保育課

#### ④ 仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備

仕事を持つ人々が生活を両立することができるよう、企業に対してワーク・ライフ・バランスの意識付けや、各種制度の活用等を働き掛けます。また、市が率先して職場環境の整備に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
39	ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発	ファミリー・フレンドリー企業に関する情報を提供し、企業への普及を促進します。	多様性推進課 産業課
40	企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	多様な働き方が実現できるよう、パンフレットの配布などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法、育児・介護休業制度等について企業に啓発します。	多様性推進課 産業課
41	市職員の育児休業等の取得促進	育児休業等を取得しやすい環境整備や、男性職員の子育て目的の休暇等の取得を促進するための情報提供等を行います。	人事課

#### ⑤ 職場における男女平等についての啓発

あらゆる職場において、全ての人が平等な機会と待遇を受け、能力を最大限に発揮できるような職場環境を築くため、労働関連法令の周知や、自営業における経営への男女共同参画の推進を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
42	法制度等の周知・啓発	事業主や従業員等に対して、「男女雇用機会均等法」など労働関連法令等の周知・啓発を行います。	産業課
43	農業・商工業等自営業における経営への男女共同参画の推進	男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、関係機関(JA、商工会等)と連携協力し、意識啓発に努めます。	産業課

## 2 地域社会におけるジェンダー平等の推進

一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自律的に活動に参加し、互いに支え合って生きることのできる地域づくりを進めます。

### ① 男女が地域活動・行事に参加しやすくなるための条件整備

誰もが地域活動や行事へ積極的に参加できるよう、地域の団体等にジェンダー平等を意識した活動の啓発を行います。

No.	事業名	内容	担当課
44	市民団体への啓発	市民団体向けの情報誌などを用いて、男女平等の視点を持って活動するよう働き掛けます。	市民活動課
45	自治会等への啓発	自治会等の活動において、老若男女問わず、意見を言いやすい環境づくり、行事においては、企画段階から男女共に参加できる視点を持つよう働き掛けます。	市民活動課
46	地域活動の紹介	連合自治会等の地域活動をホームページ等で紹介を行い、参加しやすい環境づくり、地域活動の活性化を図ります。	市民活動課 長寿課

## ② 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動において、男女がともにその個性や能力を発揮できるよう、性別に関わらず人々が尊重し合い、協力し合いながら活動できる環境整備を進めます。また、男女共同参画について、行政と団体が連携した事業の実施に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
47	性別にとらわれることのないPTA活動等への参加啓発	PTA役員や学校運営協議会において、性別にとらわれることのない参加の啓発に努めます。	学校教育課 生涯学習課
48	市民団体やボランティア等と連携した事業の実施	ジェンダー平等に関する講座の企画や運営を、市民団体やボランティア等と連携して行います。また、市民団体やボランティア等が行うジェンダー平等に関する講座の企画や運営を支援します。	多様性推進課

## 3 地域防災における多様な視点の拡充

地域防災において、多様な視点の拡充が近年ますます重要視されていることから、多様な視点を取り入れた防災対策に努めます。

### ① 地域防災における男女共同参画の推進

地域の防災活動において男女共同参画が実現されるよう、地域防災計画策定の段階から、多様な視点による仕組みづくりや性別によるニーズの違いに配慮した運営を推進します。

No.	事業名	内容	担当課
49	防災計画策定及び地域活動への女性参画推進	「尾張旭市地域防災計画」の見直しや地域の自主防災組織の活動などにおいて、多様な視点が反映できるよう女性の参画を進めます。	危機管理課
50	男女共同参画の視点を踏まえた災害時活動の実施	避難所の設営や仮設住宅の管理運営などにおいて、多様な視点が反映できるよう女性の参画を進めます。	危機管理課

## 基本目標4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

DV 防止基本計画

困難な問題を抱える  
女性支援基本計画

### 1 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

DVが身近にある重大な人権侵害であることを市民一人ひとりが認識し、暴力を許さない人権意識の醸成を図ります。また、相談体制の強化や被害者の保護をはじめとした体制を整え、DVを防止するための環境づくりを進めます。

#### ① DV等の防止に向けた情報提供や暴力を許さない意識の啓発

家庭や職場をはじめとした様々な場面で起こる様々な暴力の発生を未然に防止するため、広報・啓発を進めます。また、相談先の周知や若年層への啓発に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
51	DV、ハラスメントなど暴力防止の意識啓発	広報誌・ホームページへの掲載、ちらし等の配布及び設置により暴力防止の意識啓発を図り、DVやハラスメントが起きない環境づくりや、被害者が救済される手立てについての認識を広げます。	多様性推進課 産業課 子育て相談課

#### ② 女性の人権擁護のための仕組みづくり

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の女性の人権を侵害する暴力の防止及び早期発見・被害者支援のため、関係機関との連携の充実や、地域の見守り体制の強化を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
52	相談体制・救済ネットワークの充実	関係機関(愛知県女性相談支援センター、市の相談窓口、人権擁護機関、警察など)との連携を強化して、暴力の防止、被害者の救済体制の充実を図ります。	多様性推進課 子育て相談課
53	性犯罪防止の取組	暗がりを少なくする防犯灯の設置や維持管理に関する取組を進めるとともに、地域防犯パトロールに対する支援、防犯講座や広報誌による啓発活動を行います。	市民活動課

### ③ 一時的な保護体制の確立

緊急な支援を必要とする人々に対して、安全な居場所と必要な支援の提供が適切に行われるよう、関係機関との連携を図ります。また、被害者の自立した生活へ向けて、就業等の支援を行います。

No.	事業名	内容	担当課
54	DV被害者の一時保護のための環境整備	DV被害者を一時的に保護するとともに、加害者から離れて自立した生活が送れるよう、入所施設の手配や就労支援などを行います。	子育て相談課
55	関係機関との連携体制の確立	愛知県女性相談支援センター、児童相談所、警察などの関係機関と連携した被害者保護体制を確立します。	子育て相談課

### ④ 相談・支援体制の強化

適切な相談・支援を行えるよう、相談員や関係職員が研修等により資質の向上を図るなど、相談機能の強化に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
56	相談員の資質の向上	DV被害者の相談や支援に携わる相談員の専門知識の習得や、研修の充実を図ります。	子育て相談課
57	市職員に対する研修等の充実	DVの二次被害を防ぐため、相談担当者及び関係職員に対するDVの知識の普及を図り、資質の向上に努めます。	子育て相談課

## ⑤ メディアにおける女性の人権尊重

女性の人権侵害や青少年の健全な育成に悪影響となり得る情報について、青少年及び接することを望まない人への十分な配慮がなされるよう、関係機関との連携を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
58	性の商品化の防止に向けた取組	売買春、出会い系サイトをはじめ、性の商品化の問題について、市民、地域や学校に呼び掛けるとともに、関係機関との連携を強化します。	市民活動課
59	青少年への有害図書等の実態把握	県青少年保護育成条例に基づき有害図書類に指定された図書等について把握するとともに、青少年への販売等について地域からの情報提供がある場合には、尾張旭市少年センターが実態把握を行います。	少年センター

## 2 様々な困難を抱える人への支援

様々な生活上の困難に直面している人に対し支援を行い、個々の尊厳が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

### ① 高齢者、障がい者、ひとり親家庭、在住外国人などへの支援

高齢者、障がい者、ひとり親家庭、在住外国人などに対し、自立した生活を送ることができるよう、必要な経済的な支援や相談支援を行うとともに、支援に関する情報提供や関係機関の紹介を行います。

No.	事業名	内容	担当課
60	高齢者、障がい者の支援	高齢者、障がい者が安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、相談支援や介護、支援する方への情報提供などを実施していきます。	福祉課 長寿課
61	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭等が自立して安心して暮らすことができるよう、引き続き経済的支援や相談支援などを実施していきます。	こども課
62	在住外国人への相談体制づくり	外国人の相談について、あいち国際プラザや愛知県女性相談支援センターと連携し、相談対応や適切に相談を受けられる機関の紹介を行います。	多様性推進課

# ◆ 第5章 計画の推進体制 ◆

## 1 推進体制

### (1) 市における推進体制

市の推進組織である「尾張旭市男女共同参画行政推進会議」を中心に、全庁を挙げて計画を総合的かつ効果的に推進するとともに、職員が男女共同参画を正しく理解し、施策や事業に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、研修等を通じた啓発を行います。

### (2) 多様な主体との連携・協働

多様な主体と互いに連携・協働しながら、男女共同参画に関する課題の解決に向けた取組を推進します。

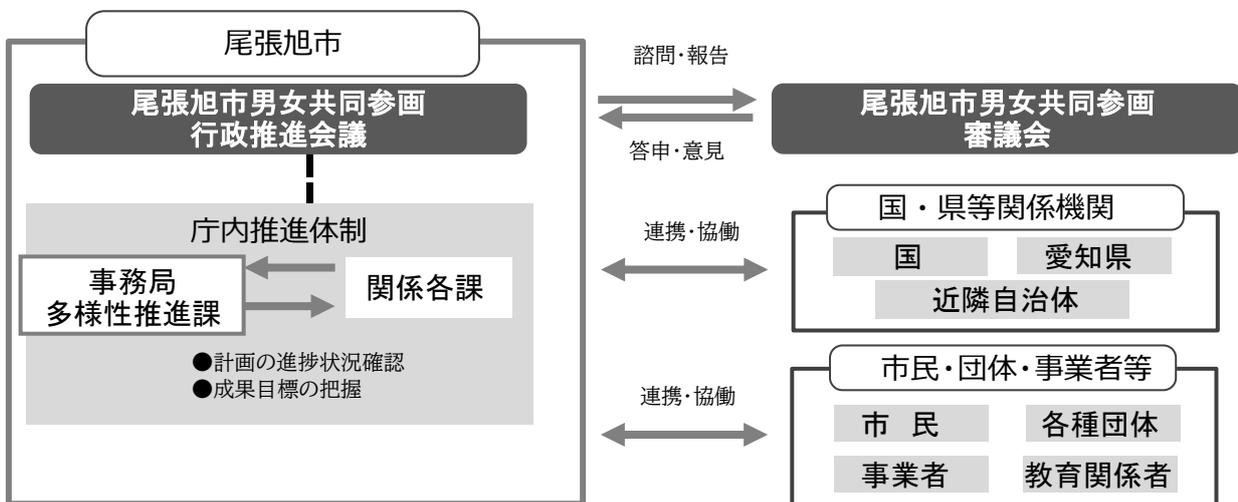
## 2 進捗管理

### (1) 指標の設定

計画の実効性を高めるため、成果目標(指標)を設定し、達成状況を客観的に把握します。

### (2) 評価・検証

取組の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。また、「尾張旭市男女共同参画審議会」に毎年度進捗状況を報告し、チェックを受けることで、市民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。



## ◆ 第6章 目標指標 ◆

### 1 成果目標

プランの成果を客観的に把握するため、以下の成果目標を設定します。成果目標は、プランの期末に達成状況を把握します。

目標	指標	現状値 (R5)	目標値 (R13)	担当課
1 多様性社会実現のための意識改革				
	社会全体での男女の平等感 「社会全体」について、「平等である」と回答する市民の割合	10.6%	20.0%	多様性 推進課
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に 「反対」「どちらかといえば反対」と回答する市民の割合	51.6%	60.0%	
2 あらゆる場面における女性の活躍【女性活躍推進計画】				
	審議会等における女性の割合	41.2%	40.0～ 60.0%	人事課
	市の課長級以上の管理職に占める女性職員の割合	22.9%	22.0%	
3 家庭と地域におけるジェンダー平等の推進				
	家庭生活での男女の平等感 「家庭生活」について、「平等である」と回答する市民の割合	31.0%	50.0%	多様性 推進課
	地域活動での男女の平等感 「地域活動」について、「平等である」と回答する市民の割合	36.7%	50.0%	
4 誰もが安心して暮らせる環境の整備【DV防止基本計画】 【困難な問題を抱える女性支援基本計画】				
	DVに関する相談窓口の認知度	47.2%	75.0%	多様性 推進課 子育て 相談課

※ 市の課長級以上の管理職に占める女性職員の割合の目標値は、尾張旭市特定事業主行動計画(計画期間:平成27年度～令和7年度)との整合を図るため、同計画のとおり設定した。

## 2 数値目標

事業の進捗管理を行うため、以下の数値目標を設定します。数値目標は、毎年度達成状況を把握します。

目標	施策	指標	現状値 (R5)	目標値 (R13)	担当課
1 多様性社会実現のための意識改革					
	1 多様性社会実現のための意識啓発の推進	男女共同参画に係る啓発件数	26 件	28 件	多様性推進課
	2 多様性社会実現を推進する教育・学習機会の充実	男女共同参画講座等の参加者数	108 人	120 人	多様性推進課
2 あらゆる場面における女性の活躍【女性活躍推進計画】					
	1 職場環境の整備と女性活躍の推進	女性の起業・就業・再就職の支援の利用者数	23 人	30 人	産業課
	2 意思決定の場におけるジェンダー平等の推進	男女共同参画人材育成セミナー修了者数	14 人	20 人	多様性推進課
3 家庭と地域におけるジェンダー平等の推進					
1 ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の整備		パパママ教室における夫の参加率	13.6%	20.0%	健康課
		市内ファミリー・フレンドリー企業数	5 企業	10 企業	産業課
		あいちワーク・ライフ・バランス推進運動における市内賛同事業所数	6 事業所	12 事業所	産業課
2 地域社会におけるジェンダー平等の推進		自治会役員(町内会長・自治会長・連合自治会長)の女性割合	17.8%	参考指標	市民活動課
3 地域防災における女性視点の拡充		防災会議の女性構成員割合	23.1%	参考指標	危機管理課
4 誰もが安心して暮らせる環境の整備【DV 防止基本計画】 【困難な問題を抱える女性支援基本計画】					
1 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶		相談従事者の研修・セミナー等受講回数	6 回	6 回	子育て相談課
2 様々な困難を抱える人への支援		ひとり親家庭に関する相談件数に対する母子家庭等自立支援事業利用者割合	75.0%	75.0%	こども課

※ 参考指標は、数値目標の設定になじまないが、重要な指標であるため、推移を把握していく。

# 資料編

## 1 尾張旭市男女共同参画審議会

### (1) 尾張旭市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾張旭市男女共同参画推進条例（平成25年条例第34号）第23条第4項の規定に基づき、尾張旭市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部多様性推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、1年とする。

附 則（令和3年3月30日規則第9号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 尾張旭市男女共同参画審議会委員名簿（令和5年度、令和6年度）

	氏名	所属団体名等	備考
会長	松澤 裕子	摂南大学	
副会長	加藤 武志	中京大学	～令和5年8月31日
副会長	松林 康博	名古屋産業大学	令和5年9月1日～
委員	福田 祥治	連合愛知尾張東地域協議会	～令和6年9月30日
委員	鈴木 竜彦	連合愛知尾張東地域協議会	令和6年10月1日～
委員	安井 順子	社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会	～令和5年8月31日
委員	初山 みさき	社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会	令和5年9月1日～
委員	鈴木 敬子	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	～令和5年5月31日
委員	禾本 雅子	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	令和5年6月1日～ 令和6年5月31日
委員	古橋 昌子	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	令和6年6月1日～
委員	水野 みち代	春日井人権擁護委員協議会 尾張旭地区委員会	
委員	上井 絹子	尾張旭市商工会	
委員	杉原 圭子	日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団	～令和5年8月31日
委員	長谷川 裕子	日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団	令和5年9月1日～
委員	横井 寿史	特定非営利活動法人 ファザーリング・ジャパン東海支部	
委員	柴田 莉穂	愛知淑徳大学ダイバーシティ共生センター （旧：ジェンダー・女性学研究所）	～令和5年8月31日
委員	石川 葵	愛知淑徳大学ダイバーシティ共生センター （旧：ジェンダー・女性学研究所）	令和5年9月1日～
委員	安藤 喜美恵	公募市民	～令和5年8月31日
委員	柴田 朋子	公募市民	～令和5年8月31日
委員	森 朋子	公募市民	令和5年9月1日～
委員	小高 京子	公募市民	令和5年9月1日～

### (3) 答申

審議会から市長への答申

令和6年12月11日

尾張旭市長 柴田 浩 様

尾張旭市男女共同参画審議会  
会長 松澤 裕子

第3次尾張旭市男女共同参画プラン（素案）について（答申）  
このことについて、当審議会において慎重に審議をいたしました。その結果について、下記の意見を答申いたします。

#### 記

- 1 国や県のプランの策定時期を、本市プランの計画期間との関係性が分かるように表示すること。
- 2 調査手法の変更などの事情を踏まえ、目標値を再検討すること。
- 3 目標値は、各課の取組を踏まえたものを定めること。
- 4 現状値より低い目標値を設定したものは、内容を再検討し、その上で現状値より低い目標値を設定する場合は、理由を明記すること。
- 5 男女共同参画プランについて、市民に広くPRすること。
- 6 事業者調査は、無作為抽出でなく、よい取組がなされていると見込まれる事業者に対して実施した旨を記載すること。
- 7 事業者調査は、回答数が少ないため、調査結果を実数で表記すること。
- 8 「市内ファミリー・フレンドリー企業数」と「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動における市内賛同事業所数」を、数値目標に加えること。
- 9 男女共同参画事業に対して関心を持っていない企業へのPRを充実させること。

## 2 尾張旭市男女共同参画行政推進会議

### 尾張旭市男女共同参画行政推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、尾張旭市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する総合的な施策の企画及び計画的な推進に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長は、教育長をもって充てる。

4 委員は、別表1に掲げる職にある職員及び会長が選任した職員とする。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

2 推進会議は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、市民生活部長及び市民生活部長が選任した職員をもって構成する。

3 幹事会は、市民生活部長が招集し、議長となる。

4 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する施策について、関係部局との連絡調整に関すること。
- (2) その他幹事会が必要と認める事項に関すること。

5 幹事会は、必要に応じて関係職員に幹事会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキング部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務に関する事項を検討するため、ワーキング部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議に関する庶務は、市民生活部多様性推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

2 尾張旭市男女共同参画推進本部設置要綱（平成16年6月15日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年6月30日までの間は、第3条第3項中「教育長」を「収入役及び教育長」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

- 附 則  
この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	役職
委員	市長公室長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	市民生活部長
委員	健康福祉部長
委員	こども子育て部長
委員	都市整備部長
委員	上下水道部長
委員	消防長
委員	教育部長
委員	議会事務局長
委員	監査委員事務局長

### 3 策定経過

令和5（2023）年度

月日	内容
5月19日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定方針について
7月7日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定方針について
7月21日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定について
9月29日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定に係るアンケート調査について
10月18日～ 11月12日	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
11月6日～ 11月27日	男女共同参画に関する市民意識調査（小中学生アンケート）の実施
11月25日	第3次男女共同参画プラン策定 市民ワーキンググループ開催
12月9日	第3次男女共同参画プラン策定 市民ワーキンググループ開催
1月5日～ 1月31日	事業者調査の実施
2月22日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定に係るアンケート調査結果等について ・市民ワーキンググループの開催結果について ・重点施策（案）について

令和6(2024)年度

月日	内容
5月16日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定について
6月27日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定について
7月4日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定について
7月30日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定について
11月20日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定について
11月20日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの策定について
11月28日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの素案について
12月11日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの素案(答申案)について
12月11日	尾張旭市男女共同参画審議会より、第3次尾張旭市男女共同参画プラン(素案)について答申
12月26日 ～ 1月24日	パブリックコメントの実施
2月28日	尾張旭市男女共同参画審議会 ・第3次尾張旭市男女共同参画プランの素案に対するパブリックコメントの実施結果について ・第3次尾張旭市男女共同参画プラン(最終案)について ・第3次尾張旭市男女共同参画プラン【概要版】(案)について

## 4 用語解説

あ行	
アウトティング	本人の同意を得ずに、その人の性的指向や性自認などの個人情報やプライバシーを第三者に暴露する行為のこと。
アライ	LGBTQ+などの性的マイノリティを理解し、支援しようとする人や、その立場を明確にしている人のこと。
アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	自分自身は気付いていない物の見方や捉え方のゆがみや偏りのこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力は、年齢階級別にグラフ化したとき、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するアルファベットのMのような形になること。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。
LGBT/LGBTQ+	女性同性愛者 (レズビアン/Lesbian)、男性同性愛者 (ゲイ/Gay)、両性愛者 (バイセクシュアル/Bisexual)、心と体の性の不一致 (トランスジェンダー/Transgender) の頭文字からなる言葉で、性的マイノリティの呼称のひとつ。さらに、自分の性のあり方が分からない、決めていない人 (クエスチョニング、クイア/Questioning、Queer) と、多様な性でLGBTQにカテゴライズされない人 (プラス/+) を加えた「LGBTQ+」という言葉が使われるようになっている。
エンパワーメント	自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。
か行	
カミングアウト	自分の性的指向や性自認、出自などを他人や社会に打ち明けること。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等の固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例をいう。

さ行	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会によって作り上げられた社会通念や慣習の中の「男性像」、「女性像」のこと。
性自認	自己の性についての認識のこと。自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。
性的指向	恋愛や性愛の対象がどのような性別に向かうのかを示す概念。
性の多様性	人によって様々な性のあり方があること。
SOGI	性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）の頭文字からなる略称。特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではない。
セクシュアル・ハラスメント	性的な嫌がらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
た行	
デートDV	交際中の相手から受けるDVのこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、言動で相手を傷つける、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な暴力、性行為の強要や避妊に協力しないといった性的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力なども含まれる。
DVの二次被害	DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

は行	
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるもの。
ファミリー・フレンドリー企業	社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業。 愛知県では、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を紹介するため、登録制度を設けている。
ファミリーシップ制度	互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任を持って協力する2人が家族であると約した関係であることを市長に対して宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付する制度。2人の近親者を含めることもできる。
フレックスタイム制	1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者がその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	固定的性別役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようとする自主的かつ積極的な取組。
や行	
ユニバーサルデザイン	可能な限り全ての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。
ら行	
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルのこと。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、自ら希望するバランスで活動できること。

## 5 法令等

### (1) 男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等

に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有して

いることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大

綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関

の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの

暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

##### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

##### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

##### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

#### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)
- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な

両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生

活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## (5) 尾張旭市男女共同参画推進条例

私たちのまち尾張旭市は、男女が真に対等な市民として、性別に関わりなく持てる力を発揮し、人権を尊重し、平和で豊かな地域づくりと誰もが喜びと責任を分かち合えるまちづくりを通して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女が共に持てる力を十分に発揮することを阻害する社会制度及び慣行が根強く残っており、本市においても男女共同参画社会の実現にまだまだ多くの課題があります。

そのため、男女共同参画社会を実現するに当たり、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して様々な課題解決に積極的に取り組み、まち中に元気があふれ、市民一人一人が輝くまち尾張旭市を実現するため、この条例を定めます。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、尾張旭市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいいます。
- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人をいいます。
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育に携わる者をいいます。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な

言動又は性別による固定的役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいいます。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある又は親密な関係にあった異性から振るわれる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいいます。

(7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において取り込まれなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別を理由に差別的取扱いを受けることなく、その個人としての能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際的な視野を持って行われること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、

及び実施しなければなりません。

2 市は、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはなりません。

(1) 性別を理由にした差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に広く表示する情報への配慮)

第9条 何人も、市民に広く表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように配慮し、その情報が社会に及ぼす影響を考慮しなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担を正当化し、及び助長する表現

(2) 男女間の直接的であるか間接的であるかを問わず身体的又は精神的な暴力を正当化し、及び助長する表現

(3) 過度の性的な表現

第3章 基本的施策

(基本計画の策定)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めるものとします。

2 市は、基本計画を定めるに当たり、あらかじめ尾張旭市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)の意見を聴くものとします。

3 市は、基本計画を定めるに当たり、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めるものとします。

4 基本計画の変更については、前2項の規定を準用します。

5 市は、基本計画を定めたとき又は変更したときは、これを公表するものとします。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(積極的改善措置)

第12条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を行うよう努めるものとします。

(市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を行うよう努めるものとします。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、市民及び事業者が実施する雇用の分野における男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとします。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、環境整備などの必要な支援を行うものとします。

(市民活動等への支援)

第16条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民及び団体等に対し、必要な情報の提供及び支援を行うものとします。

(国際的協調)

第17条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的な視野を持って、情報の収集その他必要な措置を行

うよう努めるものとしします。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとしします。

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備するものとしします。

(実施状況の公表)

第20条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとしします。

第4章 意見及び相談の対応

(市が実施する施策に対する申出)

第21条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができます。

2 市は、前項の規定による申出があった場合は、適切な処理を行うとともに、その内容について市長が必要と認めるときは、審議会に報告し意見を聴くものとしします。

(権利侵害の相談の申出)

第22条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、男女共同参画を阻害する性別による権利の侵害に関する相談を申し出ることができます。

2 市は、前項の規定による申出があったときには、必要に応じて当該申出に係る関係機関

と連携し、適切な措置を行うものとしします。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、審議会を置きます。

2 審議会は、市長からの諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、又は審議します。

3 審議会は、前項の規定により調査し、又は審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができます。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めま

す。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

ます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行

します。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に策定されている尾張旭市男女共同参画プランは、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみな

第3次尾張旭市男女共同参画プラン  
～ 多様性社会実現のために ～

発行 令和7年3月

編集 尾張旭市市民生活部多様性推進課

住所 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 0561-53-2111 (代表)

URL <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>